

さぬき市 公共施設等総合管理計画

～将来の公共施設等のあり方について～

平成 28 年 3 月作成
令和 4 年 3 月改訂

さぬき市

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 公共施設等総合管理計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第4節 推進体制	2
第2章 さぬき市の概要	3
第1節 位置・地勢	3
第2節 人口の動向と将来予測	4
第3節 産業	7
第4節 財政状況	10
第1項 歳入	10
第2項 歳出	12
第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し	15
第1節 対象施設	15
第2節 過去に行った対策の実績（建物系公共施設）	18
第3節 有形固定資産減価償却率の推移	18
第4節 公共施設等の維持管理方針	19
第1項 さぬき市公共施設マネジメント基本方針に基づく基本的な考え方	19
第2項 点検・診断等の実施方針	19
第3項 維持管理・修繕・更新等の実施方針	20
第4項 更新・改修の実施計画	20
第5項 安全確保の実施方針	21
第6項 耐震化の実施方針	21

第 7 項 長寿命化の実施方針	21
第 8 項 統合や廃止の実施方針	22
第 9 項 ユニバーサルデザイン化の推進方針	23
第 10 項 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方	23
第 11 項 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	23
第 12 項 フォローアップの実施方針	23
第 4 章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針及び将来の費用見込み	24
第 1 節 コミュニティ・集会施設	24
第 1 項 公民館	24
第 2 項 集会施設	27
第 2 節 文化施設	33
第 1 項 ホール	33
第 2 項 展示場等	34
第 3 項 図書館	36
第 3 節 保健福祉施設	38
第 1 項 高齢者福祉施設	38
第 2 項 障害者福祉施設	39
第 3 項 保健医療施設	40
第 4 節 スポーツ・レクリエーション施設	43
第 1 項 スポーツ施設	43
第 2 項 レクリエーション施設	46
第 3 項 保養施設	48
第 4 項 物産施設	51
第 5 節 学校施設	53
第 1 項 小学校	53
第 2 項 中学校	55

第3項 幼稚園	56
第4項 給食センター	57
第6節 子育て支援施設	59
第1項 保育所	59
第2項 児童館・放課後児童クラブ	60
第3項 認定こども園	61
第7節 公営住宅	62
第8節 行政関係施設	68
第1項 庁舎等	68
第2項 消防施設	70
第3項 倉庫書庫	75
第9節 生活関連施設	77
第1項 斎場	77
第2項 供給処理施設	77
第10節 その他施設	81
第11節 使用していない施設	82
第12節 建物系公共施設の総括	87
第1項 築年別整備状況（施設保有量の推移）	87
第2項 将来の更新費用の推計（従来型）	87
第3項 個別施設計画・長寿命化計画を踏まえた推計、対策の効果	88
第5章 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針及び将来の費用見込み	89
第1節 市道	89
第2節 農道	90
第3節 林道	92
第4節 橋りょう	93
第5節 港湾	94

第 6 節 漁港	94
第 7 節 公園	95
第 6 章 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	97
第 1 節 下水道施設（公共下水道事業）	97
第 2 節 下水道施設（農業集落排水事業）	99
第 3 節 病院施設	100
第 7 章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	102
第 1 節 公共施設における現状と課題	102
第 2 節 保有する全ての公共施設等の将来の費用見込みと充当可能な財源	102
第 8 章 終わりに	104
第 1 節 現状の整理	104
第 2 節 今後の公共施設マネジメントの進め方	105

第1章 はじめに

第1節 公共施設等総合管理計画の目的

現在、わが国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化の中で、公共施設の整備が進められてきました。その当時から建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。そのため、このような公共施設は、今後大規模改修や、修繕、建替が必要となってきます。一方、世界経済の低迷の影響を受け、わが国の経済成長もマイナスに転じており、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっています。財政状況はまさに危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されています。

地方公共団体においても、少子高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても将来の公共施設等に係る建替や改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想されます。これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この状況下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画¹）の策定を要請されることとなりました。

本市では、平成28年度に公共施設等総合管理計画作成を行いました。さらに、国より個別の施設やインフラ毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した長寿命化計画（個別施設計画）を令和2年度までに策定しており、これらの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を踏まえ、令和3年度に総合管理計画を改定しています。

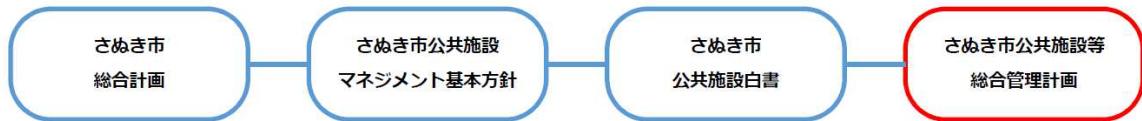
第2節 計画の位置付け

図表1-1では、本市における公共施設等総合管理計画本計画（以下、本計画とする）の体系図を示しています。本計画は、本市の上位計画であるさぬき市総合計画を下支えする計画であり、「中長期財政計画」や「財政改善実行プラン」といった各種計画と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、各種長寿命化計画などの個別の公共施設計画については、本計画の方針との整合性や計画自

¹ 国は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総務第74号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画の策定を要請した。

体の実現可能性を相互に検証することとしました。

図表 1-1：さぬき市公共施設等総合管理計画 体系図



第3節 計画期間

計画期間は、令和 36 年度（2054 年度）までとします。計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとします。

第4節 推進体制

本計画に基づき、庁内の施設管理システムを活用し、関係部局と連携をとり推進を図ります。また、以下の内容を共有するものとします。

(1) 財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施し、財政部局との連携を図ります。

(2) 市民との協働

市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

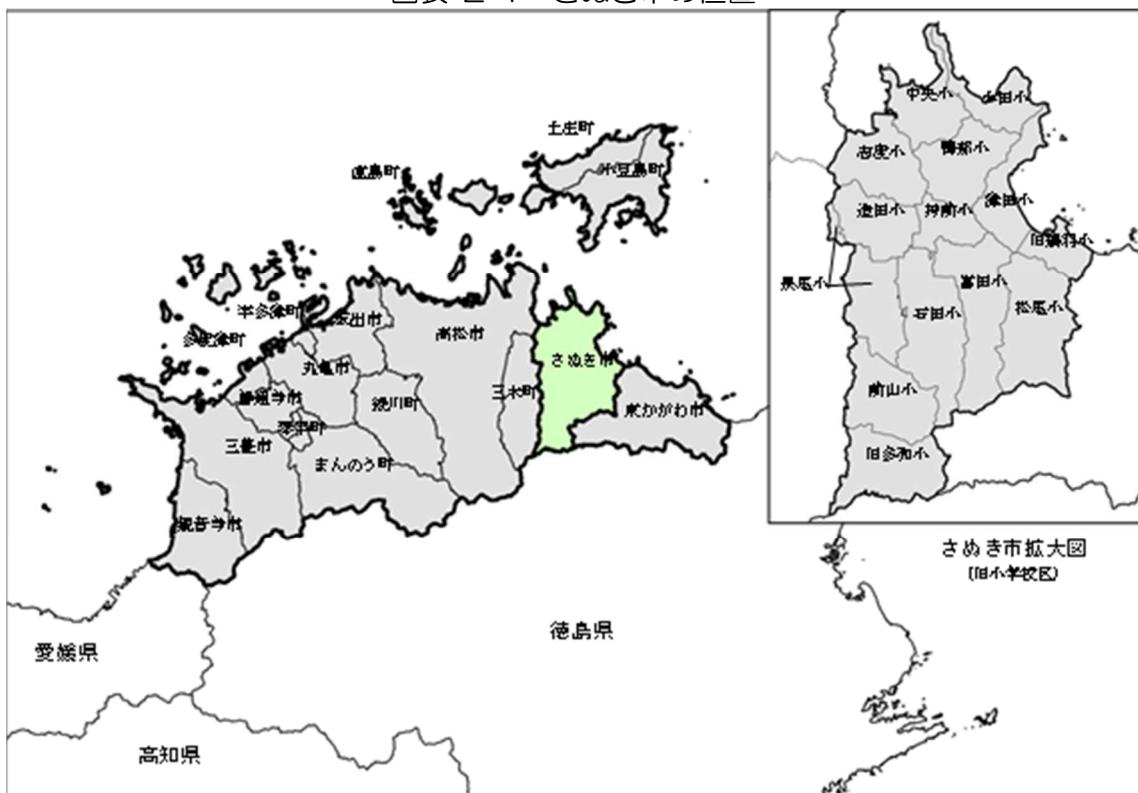
(3) 職員の意識改革

職員一人一人が公共施設マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

第2章 さぬき市の概要

第1節 位置・地勢

図表 2-1：さぬき市の位置



さぬき市は、平成 14 年 4 月 1 日、香川県大川郡の津田町、大川町、志度町、寒川町および長尾町の 5 町が合併して誕生しました。平成 27 年（国勢調査速報値）の人口 50,300 人、世帯数 19,737 世帯、面積は 158.63 平方キロメートル（平成 28 年 2 月 26 日現在）です。香川県庁所在地の高松市から東へ約 15 キロメートルに位置しています。

東は東かがわ市、西は高松市および木田郡三木町、南は東かがわ市及び徳島県美馬市と接しており、北には瀬戸内海を隔てて小豆島があります。南の讃岐山地から北東へ向かって津田川が津田湾へ、鴨部川が鴨庄湾へと流れています。本市の大部分は、この 2 河川の流域です。

市の北部は、瀬戸内海に面し、小さな岬・半島の岩や礫の海岸と、砂浜が交互に織りなす海岸線です。浜堤の上には、津田・志度の町並みが古くから形成され、港町として栄えてきました。白砂青松の津田の松原は瀬戸内海国立公園の一部を形成しており、「日本の渚百選」の一つに選ばれています。また、志度湾の海岸は埋め立てられ、市街地や工業団地となっています。中央部は、西方の高松平野と連なった平野が広がっており、大小のため池が美しい田園景観を形成しています。南部は、自然豊かな讃岐山地の山間部です。

第2節 人口の動向と将来予測

(1) 人口の動向

わが国では、全国的に本格的な人口減少時代に突入しようとしています。出生数が減少していることに加え、高齢人口の増加を受けて死亡数が増加していることが要因です。今後もこの傾向は続き、わが国の総人口は減少を続けるものと考えられます。

本市の総人口は、平成12年から令和2年にかけて10,769人減少しています。年齢別にみると、「老人人口（65歳以上）」が平成12年から令和2年にかけて14.5ポイントの増加となっており、今後一層の人口減少、少子高齢化が進行していくことが推測されます。こうした変化に伴って、公共施設に対する市民ニーズも多様化しています。さらに、東日本大震災後は、公共施設により安全・安心が求められるなど、新たな社会的ニーズも高まっています。このため、公共施設の設置目的や機能が現在の市民ニーズに合致しているかどうかの検証を行い、ニーズに即応した公共施設への転換を図っていくことに取り組んでいく必要があります。

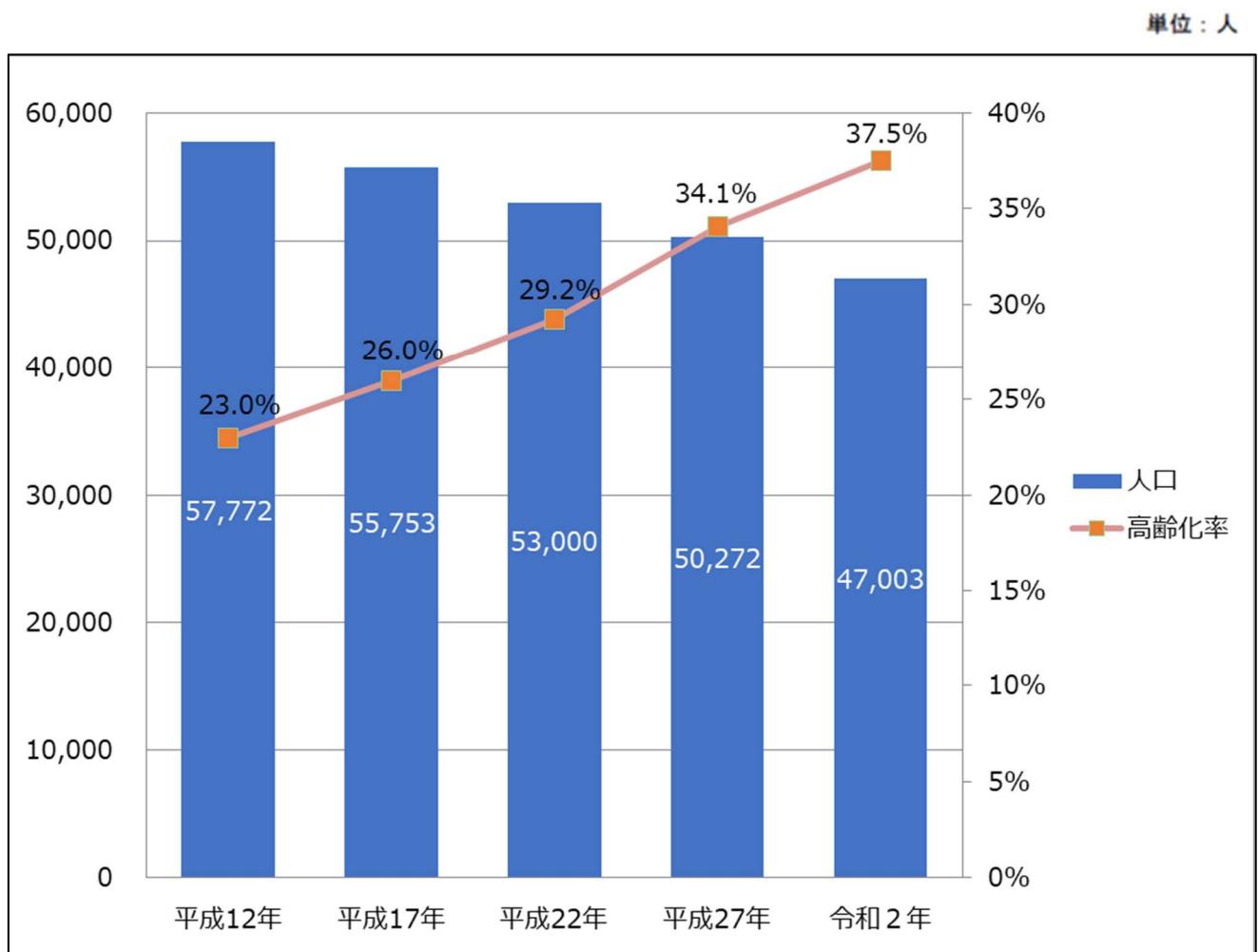
(2) 将来の人口推計

合併前の平成7年までは徐々に増加し、5町の人口の総和が58,390人に達しましたが、図表2-2および図表2-3に示すようにその後減少に転じています。さらに図表2-4によると、今後も人口は減少し続け、高齢化率も増加し続けると予測されています。

令和2年3月に改訂を行った「さぬき市人口ビジョン」における、国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠では、2065年には20,312人まで減少すると予測されています。また高齢化率は49.3%に達し、半数に近い住民が高齢者になると予測されています。15歳から64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、8,881人となる見込みです。このように、本市では今後も少子高齢化が進み、人口構成が大きく変化することが予測されます。

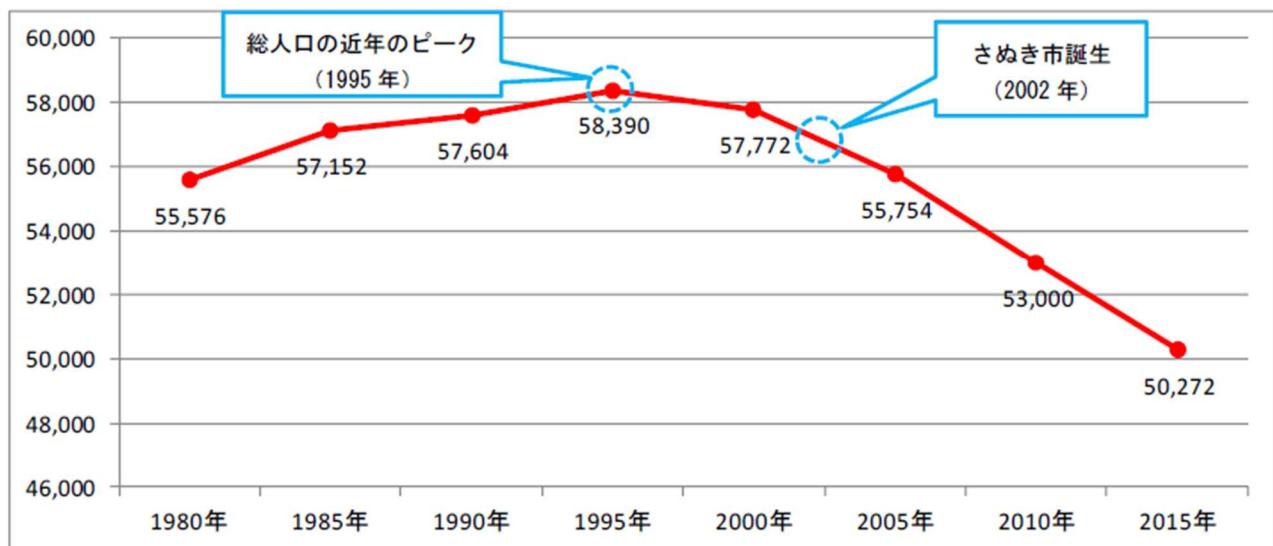
図表 2-2：本市の人口及び高齢化率の推移

年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	R2/H12 増減率
人口	57,772 人	55,753 人	53,000 人	50,272 人	47,003 人	△18.6%
高齢化率	23.0%	26.0%	29.2%	34.1%	37.5%	-



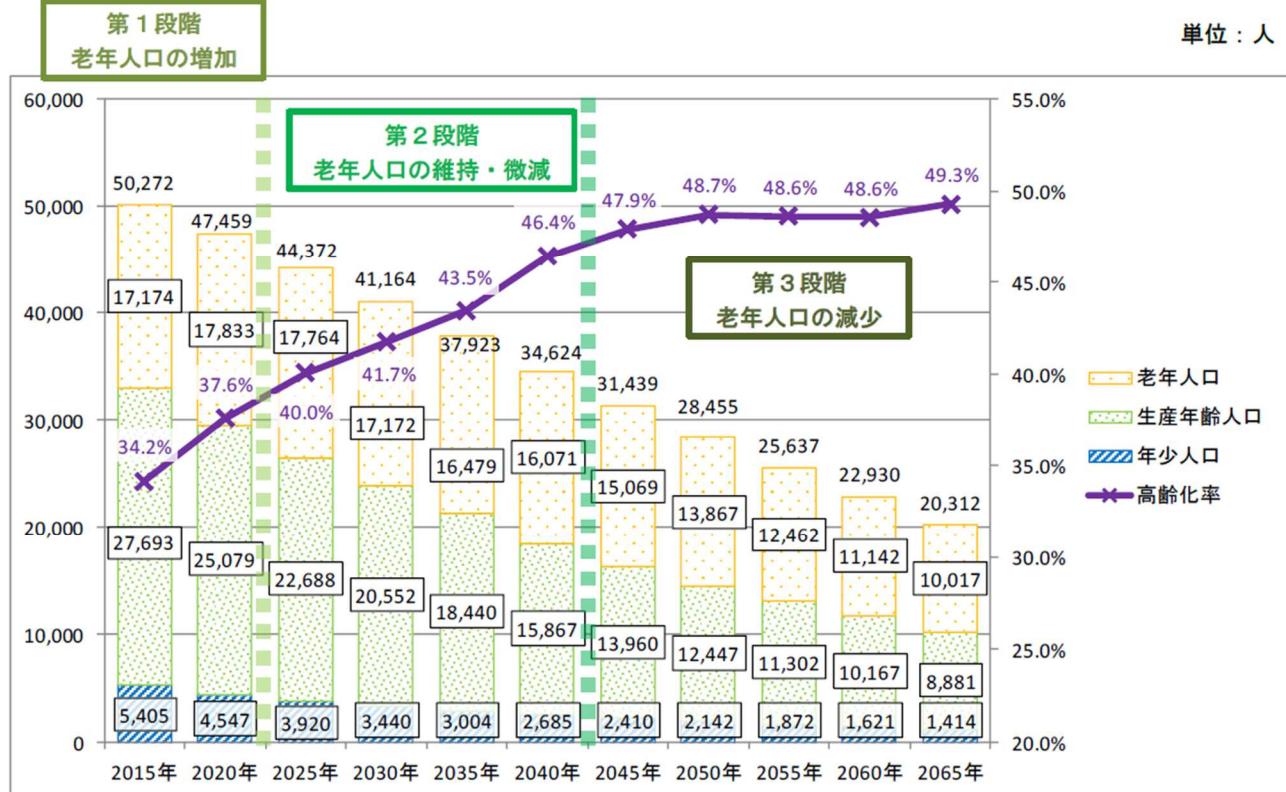
図表 2-3：総人口の推移

単位：人



図表 2-4：本市の将来人口予測

単位：人



(※さぬき市人口ビジョン 合和2年3月改訂 より抜粋)

第3節 産業

本市の産業について、図表2-5では産業分類別就業者数を、図表2-6では産業別就業者数の人口割合を、そして図表2-7では産業別就業者数の人口推移をそれぞれ示しています。

図表2-6の産業別就業者数の人口割合を見ると、第1次産業（農林漁業）の割合が、全国平均と比較して特に大きいことが分かります。しかし、本市では人口減少に伴い就業者数も急速に減少しています。

（1）農林水産業

農業は、水稻、野菜、果樹、畜産を組み合わせた複合経営が営まれています。主なものに、いちご、たまねぎ、きゅうり、キャベツ、ぶどう、花きなどがあります。近年では、有機減農薬栽培や大川農産加工コンビナートとの契約栽培、ジャージー牛の導入など付加価値の高い農業が盛んです。漁業は、ハマチ、タイ、カンパチ、牡蠣（かき）、海苔（のり）などの栽培漁業が営まれています。

（2）商業・サービス

郊外型量販店の進出により消費者の利便性は向上していますが、旧来の商店街に活気が乏しく、商業再編が課題となっています。また、四国霊場八十八ヶ所の86番から88番札所の各寺や5か所の公共温泉が入込み客を誘い、賑わいを見せています。

（3）工業

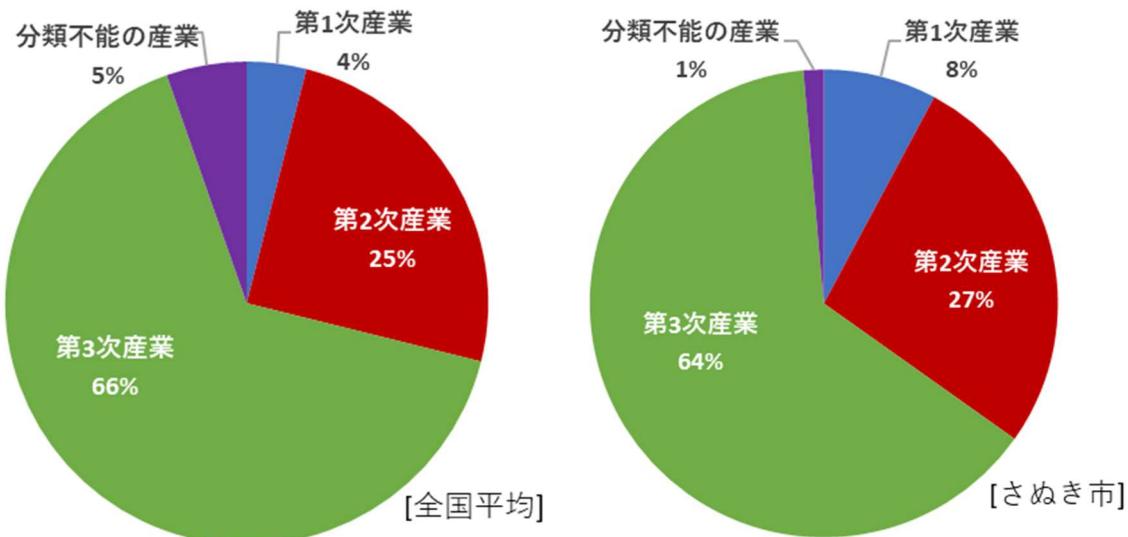
志度地区に臨海工業団地や内陸工業団地、長尾地区に農産加工工場団地があり、地域経済の活性化と雇用の創出に貢献しています。また、長尾地区には、平成13年3月、香川県による内陸工業団地の高松東ファクトリーパークが完成し企業を誘致しています。主要企業として、クレーンなどの一般機械、ゴム製品、冷凍食品、衣料品製造などの工場があります。

図表 2-5：産業分類別就業者数

産業分類	分類	就業者(人)
第1次産業	総 数	1,817
	農業	1,600
	林業	23
	漁業	194
第2次産業	総 数	6,274
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	10
	建設業	1,882
	製造業	4,382
第3次産業	総 数	15,144
	電気・ガス・熱供給・水道業	86
	情報通信業	237
	運輸業, 郵便業	1,047
	卸売業, 小売業	3,711
	金融業, 保険業	464
	不動産業, 物品賃貸業	247
	学術研究, 専門・技術サービス業	528
	宿泊業, 飲食サービス業	996
	生活関連サービス業, 娯楽業	809
	教育・学習支援業	1,099
	医療・福祉	3,449
	複合サービス事業	348
	サービス業(他に分類されないもの)	1,074
	公務(他に分類されるものを除く)	724
	分類不能の産業	325
	総 数	23,235

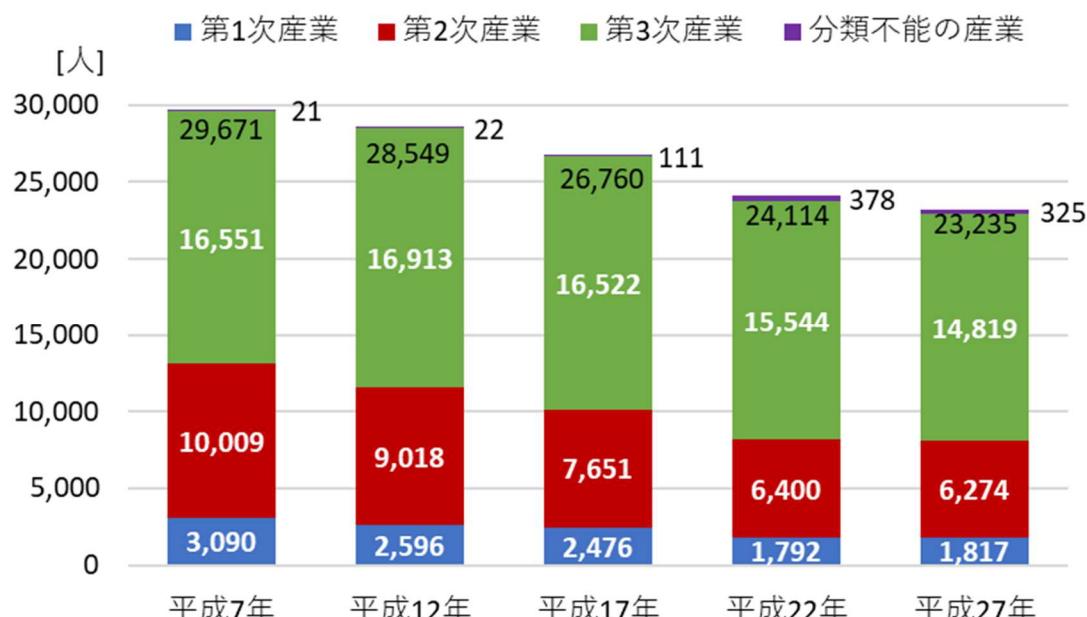
(平成27年国勢調査のデータより作成)

図表 2-6：産業別人口割合



(平成 27 年実施国勢調査のデータより作成)

表 2-7：産業別人口の推移



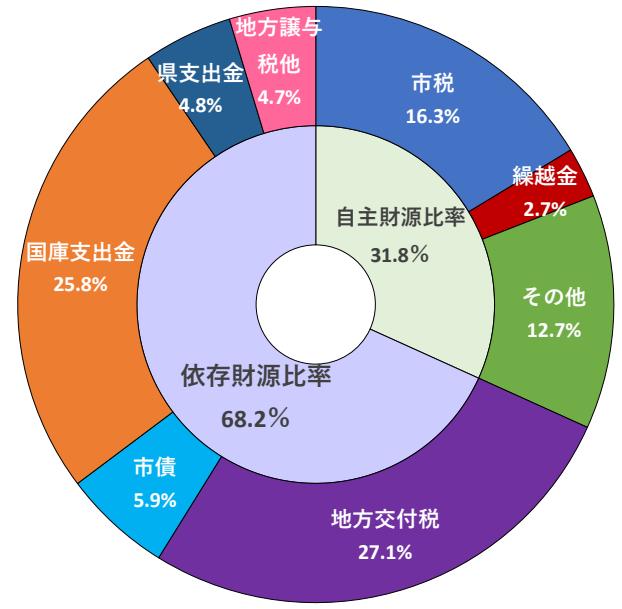
(各年の国勢調査より作成)

第4節 財政状況

第1項 歳入

図表2-8は令和2年度決算における、本市の普通会計歳入の内訳を示しています。また図表2-9では歳入決算額の推移を、図表2-10では、決算額の推移を分類ごとに示しています。令和2年度の歳入の合計は324億3,477万円となっており、そのうち、国や県から交付された依存財源の割合が68.2%となっています。このことから、本市の歳入は地方交付税をはじめ、国や県からの支出金などに大きく依存していることが分かります。

図表2-8 令和2年度歳入決算の内訳

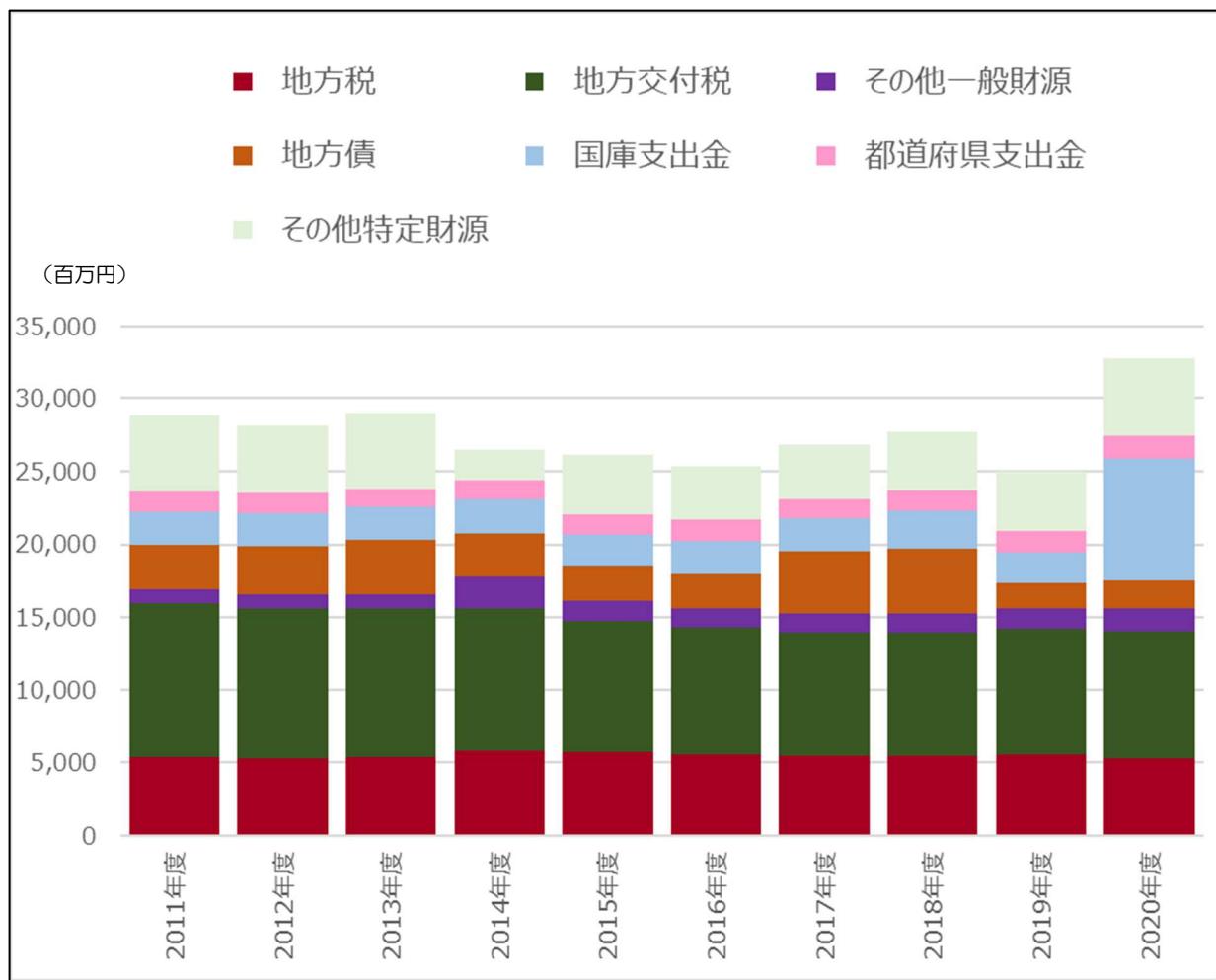


歳入決算の内訳(単位:千円)		
区分	令和2年度 決算額	
自主 財源	市税	5,297,706
	繰越金	886,571
	その他	4,117,138
依存 財源	地方交付税	8,781,100
	市債	1,916,182
	国庫支出金	8,354,320
	県支出金	1,564,283
	地方譲与税他	1,517,471
自主財源比率		31.8%
依存財源比率		68.2%
歳入合計		32,434,772

図表 2-9：歳入決算額の推移（千円）

	2011年度 (平成23年)	2012年度 (平成24年)	2013年度 (平成25年)	2014年度 (平成26年)	2015年度 (平成27年)	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (令和元年)	2020年度 (令和2年)
一般財源	16,913,690	16,540,425	16,548,619	17,767,457	16,184,595	15,596,356	15,310,152	15,273,387	15,599,767	15,588,593
地方税	5,396,885	5,288,714	5,362,232	5,805,946	5,700,109	5,565,849	5,461,267	5,433,975	5,534,926	5,297,706
地方交付税	10,566,583	10,371,010	10,275,658	9,803,531	9,057,542	8,758,373	8,525,004	8,503,957	8,721,478	8,781,100
その他一般財源	950,222	880,701	910,729	2,157,980	1,426,944	1,272,134	1,323,881	1,335,455	1,343,363	1,509,787
特定財源	11,890,886	11,551,920	12,429,207	8,744,088	9,916,657	9,717,187	11,478,852	12,429,970	9,405,063	17,167,684
地方債	3,088,100	3,344,200	3,727,000	2,938,400	2,265,000	2,368,300	4,177,831	4,426,800	1,767,960	1,916,182
国庫支出金	2,261,990	2,292,938	2,270,160	2,414,810	2,166,536	2,284,525	2,271,598	2,565,647	2,102,756	8,354,320
都道府県支出金	1,383,309	1,315,064	1,262,187	1,270,371	1,425,537	1,425,130	1,352,359	1,430,333	1,420,432	1,564,283
その他特定財源	5,157,487	4,599,718	5,169,860	2,120,507	4,059,584	3,639,232	3,677,064	4,007,190	4,113,915	5,332,899
歳入合計	28,804,576	28,092,345	28,977,826	26,511,545	26,101,252	25,313,543	26,789,004	27,703,357	25,004,830	32,756,277

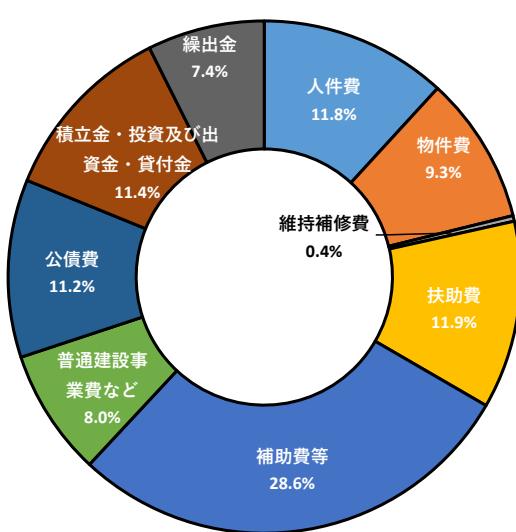
図表 2-10：歳入決算額の推移



第2項 歳出

図表2-11は令和2年度決算における、本市の普通会計歳出の内訳を示しています。また図表2-12では歳出決算額の推移を、図表2-13では決算額の推移を分類ごとに示しています。令和2年度の歳出の合計は317億8,162万円となっています。図表2-12を見てみると、投資的経費が年度による変動があり、計画的な投資が必要であると考えられます。

図表2-11 令和2年度歳出決算の内訳

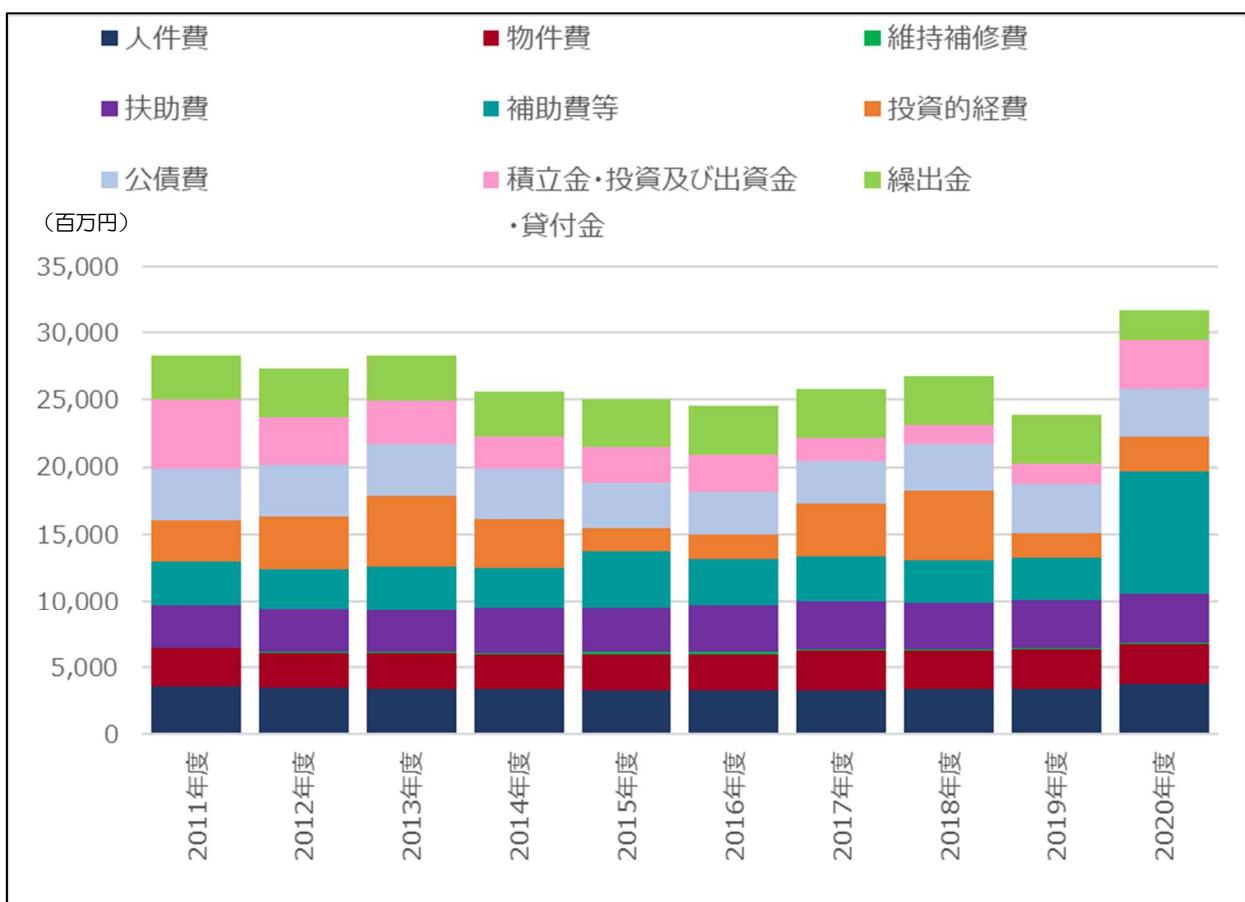


歳出決算の内訳(単位:千円)	
区分	令和2年度 決算額
人件費	3,756,594
物件費	2,961,722
維持補修費	113,430
扶助費	3,769,464
補助費等	9,087,217
普通建設事業費など	2,539,362
公債費	3,566,097
積立金・投資及び出資金・貸付金	3,637,928
繰出金	2,349,804
歳出合計	31,781,618

図表 2-12：歳出決算額の推移（千円）

	2011年度 (平成23年)	2012年度 (平成24年)	2013年度 (平成25年)	2014年度 (平成26年)	2015年度 (平成27年)	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (令和元年)	2020年度 (令和2年)
人件費	3,578,717	3,449,323	3,353,139	3,380,977	3,271,724	3,267,294	3,269,882	3,424,068	3,354,764	3,756,594
物件費	2,845,951	2,610,745	2,687,208	2,611,140	2,716,684	2,759,164	3,002,862	2,848,512	2,968,917	2,961,722
維持補修費	82,435	108,485	103,911	109,118	140,012	132,236	116,818	124,448	132,061	113,430
扶助費	3,195,326	3,253,876	3,215,669	3,416,037	3,424,367	3,588,956	3,613,438	3,481,915	3,648,830	3,769,464
補助費等	3,256,948	3,017,808	3,237,418	2,958,989	4,166,975	3,373,515	3,399,225	3,232,815	3,134,708	9,087,217
投資的経費	3,089,785	3,894,626	5,215,612	3,642,776	1,753,409	1,889,108	3,878,255	5,158,022	1,857,298	2,539,362
公債費	3,815,236	3,811,880	3,872,779	3,747,316	3,371,314	3,147,933	3,169,773	3,387,130	3,574,337	3,566,097
積立金・投資及び出資金・貸付金	5,149,481	3,569,526	3,266,388	2,360,550	2,603,122	2,794,318	1,671,788	1,441,035	1,544,586	3,637,928
繰出金	3,262,733	3,653,362	3,314,079	3,423,968	3,601,726	3,619,020	3,694,023	3,660,300	3,716,999	2,349,804
歳出合計	28,276,612	27,369,631	28,266,203	25,650,871	25,049,333	24,571,544	25,816,064	26,758,245	23,932,500	31,781,618

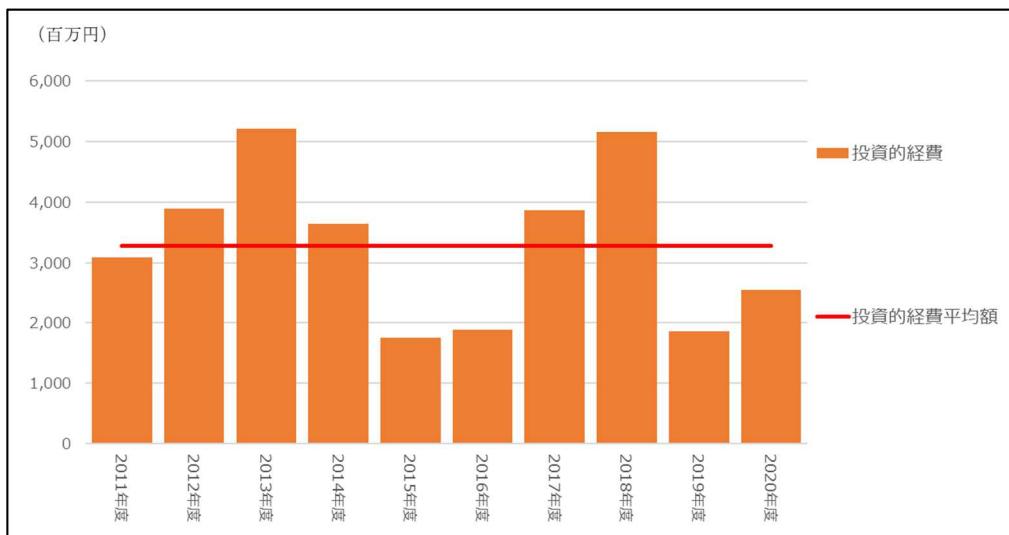
図表 2-13：歳出決算額の推移（分類別）



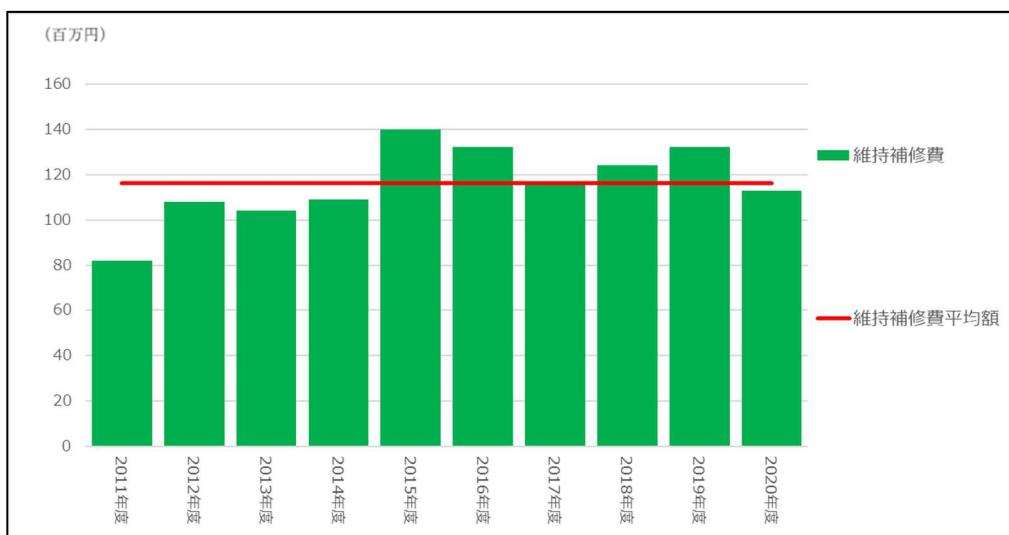
歳出状況のうち、公共施設やインフラ等に関連のある投資的経費と維持補修費の推移を示しています。

10か年の推移をみると、投資的経費の1年当たり平均は、33億円となります。また、維持補修費の1年当たり平均は、1.2億円となります。

図表 2-14 投資的経費の推移



図表 2-15 維持補修費の推移



第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

本市が保有する公共施設のうち建物の面積の合計は、令和2年度末時点で、約27万m²です。施設別の割合では、学校施設が約28.5%、公営住宅が約15.3%、スポーツ・レクリエーション施設が約14.7%となっています。公共施設等総合管理計画における対象施設は、本市が保有し、又は借り上げている全施設並びに公共の用に供する施設を対象とします。対象となる公の施設は304施設です。公共施設等は3つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類されます。さらに建物系公共施設は、コミュニティ・集会施設、文化施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、学校施設、子育て支援施設、公営住宅、行政関係施設、生活関連施設、使用していない施設に分類されます。土木系公共施設は、道路、自歩道および橋りょう等、そして企業会計施設は、下水道、病院に分類されます。図表3-1では、整理した内容を示しています。

図表3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大区分	小区分
建物系公共施設	コミュニティ・集会施設	公民館
		集会施設
	文化施設	ホール
		展示場
		図書館
	保健福祉施設	高齢者福祉施設
		障害者福祉施設
		保健医療施設
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設
		保養施設
		物産施設
	学校施設	小学校
		中学校
		幼稚園
		給食センター
	子育て支援施設	保育所
		児童館・放課後児童クラブ
		認定こども園
	公営住宅	公営住宅

類型区分	大区分	小区分
土木系公共施設	行政関係施設	庁舎等
		消防施設
		倉庫書庫
	生活関連施設	斎場
		供給処理施設
		その他施設
	使用していない施設	使用していない施設
	道路	市道
		農道
		林道
	自歩道	自歩道
	橋りょう	橋りょう
企業会計施設	病院	病院施設

図表 3-2 では、本市における施設分類ごとの延べ床面積・数量を示しています。

図表 3-2：本市における施設分類ごとの延べ床面積・数量

類型区分	大区分	小区分	延べ床面積[m ²]
建物系公共施設	コミュニティ・集会施設	公民館	7,776
		集会施設	13,215
	文化施設	ホール	7,174
		展示場	2,817
		図書館	1,485
	保健福祉施設	高齢者福祉施設	6,050
		障害者福祉施設	2,871
		保健医療施設	4,230
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	12,918
		レクリエーション施設	1,084
		保養施設	20,208
		物産施設	5,717
	学校施設	小学校	41,148
		中学校	25,954
		幼稚園	7,554

類型区分	大区分	小区分	延べ床面積[m ²]
	子育て支援施設	給食センター	3,108
		保育所	3,819
		児童館・放課後児童クラブ	2,327
		認定こども園	1,908
	公営住宅	公営住宅	41,682
	行政関係施設	庁舎等	17,961
		消防施設	2,485
		倉庫書庫	1,306
	生活関連施設	斎場	1,516
		供給処理施設	14,759
		その他施設	558
	使用していない施設	使用していない施設	20,895
企業会計施設	病院	病院施設	15,078

類型区分	大分類	中分類	数量
土木系公共施設	道路	市道	実延長：691,158m 道路部面積：3,591,544m ²
		農道	実延長：126,575m 道路部面積：479,719m ²
		林道	実延長：50,546m 道路部面積：184,924m ²
		自歩道	実延長：34,460m 道路部面積：91,574m ²
	橋りょう		市道橋本数：542本 市道橋面積：28,969m ²
	港湾		海岸線の延長：1,176m (長寿命化計画対象)
	漁港		漁港数：11 漁港海岸施設：5 (長寿命化計画対象)
	公園		公園数：4 (長寿命化計画対象)
企業会計施設	下水道	管路等施設	管路延長合計：290,222m
	農業集落排水	管路等施設	管路延長合計：13,616m

第2節 過去に行った対策の実績（建物系公共施設）

本計画策定後に、本市が公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下表の内容が挙げられます。

図表 3-3 過去に行った対策の一例

新築・建替え (統廃合含む)	志度東体育館（平成 28（2016）年度）
	さぬき南幼稚園（平成 29（2017）年度）
	寒川小学校（令和元（2019）年度）
	寒川第2庁舎（令和元（2019）年度）
	津田こども園（令和元（2019）年度）
除却・売却	旧志度東中学校（平成 28（2016）年度）
	旧津田中学校（平成 28（2016）年度）
	吉見団地（平成 28（2016）年度）
	旧さぬき市勤労青少年ホーム（平成 28（2016）年度）
	小岩団地（平成 29（2017）年度）
	寒川公民館（令和元（2019）年度）
	寒川体育館（令和元（2019）年度）
	旧津田中央保育所（令和元（2019）年度）
	旧富田小学校（令和元（2019）年度）
	旧鴨部小学校（令和元（2019）年度）
	旧津田中学校（令和元（2019）年度）
	グリーンヒル大串_志度サイクリングターミナル（令和 2（2020）年度）
	大串野外活動施設 大串温泉（令和 2（2020）年度）
	旧長尾支所（令和 2（2020）年度）

第3節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本市の場合は、市が保有する償却対象資産全体の 60%程度が減価償却をしている（老朽化が進行している）ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

図表 3-4 年度別 有形固定資産減価償却率

平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
62.5%	61.5%

財政状況資料集より

第4節 公共施設等の維持管理方針

第1項 さぬき市公共施設マネジメント基本方針に基づく基本的な考え方

今後の財政力に応じて施設の総量抑制を図るとともに、活用施設について利用者ニーズに応じた質の向上を図ることを基本目標として、以下に示す4つの考え方に基づき、本市の公共施設の再生に向けての取組を進めていきます。

○施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進

本市が保有する公共施設の現状と課題を踏まえると、現在あるすべての施設をこのまま維持することは、財政上困難です。このため、設置効果の低い施設の統廃合や、従来の縦割りの枠組みにとらわれない建物の多機能化・複合化を推進し、また、各地区の文化・風土を踏まえながら、市全体を見据えて施設配置の偏在や重複について解消を図るなど、公共施設の総量抑制と適正な再配置を進めていきます。

○建物の構造的・機能的な長寿命化の推進

老朽化した部材や設備の更新、バリアフリー化や環境負荷を低減するための設備投資、利用状況の変化に応じて他の用途へ転用するための改修を進めるなど、建物の構造的・機能的な寿命を延ばす更新を計画的に実施していきます。また、日常の維持管理においても、対症療法的な維持管理から、定期的な点検に基づく予防保全型の維持管理へ転換を図ることで、建物の長寿命化やライフサイクルコストの削減を進めています。

○地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生

機能が重複した施設や学校等の統廃合などで生じる土地・建物について、今後、ますますニーズが増えると考えられる高齢者福祉施設や子育て支援施設、生涯学習施設等としての再利用、地域活性化に資する民間事業者等への開放など、複合的な利活用を進め、地域の様々な活動の拠点施設として公共施設の再生を進めていきます。また、津波浸水区域や建物の老朽化、耐震化の状況を考慮しながら、避難所など災害時の防災拠点指定の見直しなど、災害に強い公共施設へと機能強化を進めています。

○財政負担の軽減に向けた取組の推進

公設公営の原則にこだわることなく、民間施設の借上げや民間の資金による整備等について検討し、財政負担の軽減を進めています。また、未利用・未活用資産の積極的な売却・貸付を通じた財源確保や、公共施設の利用者負担の見直し等も検討していきます。

第2項 点検・診断等の実施方針

(1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など、さまざまな素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくことができます。

【方針】

- ・委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から報告を受け実態を把握します。
- ・日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期などをまとめたマニュアルを作成し日常点検を実施する体制を構築します。
- ・点検・保守及び整備については、その履歴を蓄積して老朽化対策などに活かします。

(2) 施設の診断

現況把握のための施設診断では、①施設の安全性、②耐久性、③不具合性、④適法性の4項目が、最低限必要な診断項目となります。

安全性や耐久性などの診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行なうことが望ましく、その記録を蓄積することで計画的な保全に活用することができます。また、時代の流れや住民のニーズの変化に対応していくためにも、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能診断も併せて行っていく必要があります。

【方針】

- ・耐震診断、劣化診断などの診断結果があるものはそのデータを利用し、公共施設調書などから転用できるデータも活用し、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うことを検討します。

第3項 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を長期にわたり使用するためには、設備機器の日常的な点検、消耗品の交換や、清掃などが欠かせません。清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるとともに、建物の劣化防止としても重要です。また、これらの維持管理に関する取組は、地方公共団体や、公社などが役割を決め、速やかな対応ができる体制を構築する必要があります。

【方針】

- ・維持管理および修繕を計画的・効率的に行なうことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、コストを縮減します。
- ・業務委託している点検業務や清掃業務などについて、複数施設の包括委託契約の可能性について検討を行います。

第4項 更新・改修の実施計画

建物を長期的に有効活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持、あるいは向上することが必要です。大規模改修・更新を行うに当たっては、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ、適法性など、種々な診断を行い、時代の流れや住民のニーズの変化に対応して行く必要があります。

また建物の管理は種々な法規に従い行われています。そのため、法規改正が行われた場合には、既存不適合が生ずる可能性があるため、これらの法規の管理も必要となります。

【方針】

- ・大規模改修・更新をする場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独での更新以外に、統合や複合化の可能性について検討を行います。
- ・建築後 30 年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

第 5 項 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、その中に配置されている資産や情報を守るためにも重要です。高い危険性が認められる公共施設については早急に利用停止、取り壊しなどの判断をしなくてはなりません。万一の事故・事件・災害に遭遇したときにも、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えておく必要があります。

【方針】

- ・定期点検の実施により建物や設備の危険箇所の早期発見につなげます。台風などの災害後には一斉点検を実施します。
- ・危険性が認められた建物や設備については、早急に安全確保の対策を実施します。今後も利用見込みのない公共施設等については、早急に取壊しを行います。
- ・施設の新設・建替を検討する際には、災害安全性などを考慮した場所への設置を検討します。

第 6 項 耐震化の実施方針

昭和 56 年に建築基準法の改正が行われ、耐震安全性にかかる基準が一部変更になりました。昭和 56 年以前に建築された建物に関しては、現在の耐震基準を満たしていない場合があります。

【方針】

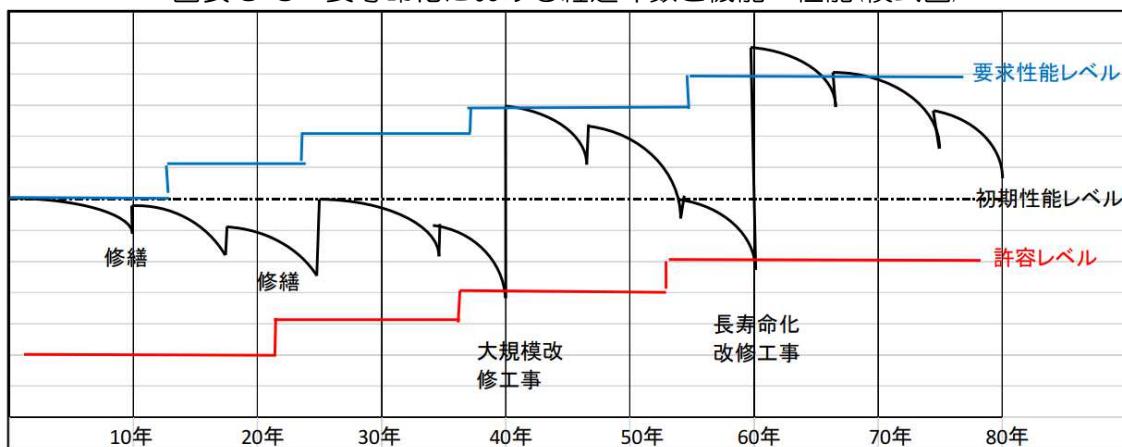
- ・昭和 56 年以前に建築された建物のうち、今後も長期にわたり使用する可能性があり、多くの住民が利用する施設、災害時の拠点や避難所として指定されている施設等については、順次耐震診断を実施していきます。

第 7 項 長寿命化の実施方針

図表 3-5 は、施設の長寿命化における経過年数と機能・性能の関係を示したもので

す。建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年程度経過すると大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望されます。さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

図表 3-5：長寿命化における経過年数と機能・性能(模式図)



①さぬき市橋梁長寿命化修繕計画

今後20年間で架設から50年が経過する橋梁は80%に達しますが、これまでには事後維持管理対応となっており、損傷が進行した後の修繕となっていましたため、更新や機能回復等の費用が多額となっていました。

今後は予防維持管理対応による計画的な修繕により、機能回復が必要な状態に陥る前に修繕することで、長期的な視点での維持管理費やライフサイクルコスト（LCC）の縮減に取り組むとともに、新技術等の有効活用などによる経費の縮減や施設の集約化・撤去に向けての計画を行っています。

②さぬき市耐震改修促進計画

防災拠点となる市有建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合の影響が著しく大きいため、耐震化の取組が必要不可欠です。財政状況も踏まえた効率的な計画を策定し、適切な地震防災対策に取組むための目標を定めています。

③さぬき市学校再編計画

全国的な傾向として、出生率の低下や晩婚化などにより年少人口（15歳未満の人口）が徐々に減り続け、本格的な少子高齢社会を迎えていました。本市においても、年少人口の減少傾向が続き、今後も年少人口の増加は見込めないと予想されています。市内の学校施設は、そのほとんどが昭和30年代から50年代前半にかけて木造から鉄筋コンクリート造に改築され、その後も必要に応じた増改築が行われていますが、建築後相当の年数が経過し老朽化が進んでいます。このような状況下、教育分野においても財政状況も踏まえた対策が求められています。

第8項 統合や廃止の実施方針

公共施設の統合や廃止の判断には、客観的な視点による公平な判定が必要です。公共施設等の統合により、分散していた機能や人員が集約化することで、サービス向上、運営の効率化、コスト削減につながる一方で、住民にとっては、施設が遠くなつて不便になるなどの不利益が生じる可能性があります。サービスを維持、あるいは向上すると同時に、不利益を最小限にするために、種々の施策について、住民の合意を取りながら検討を進めていく必要があります。本計画においては、さぬき市公共施設マネジメント基

本方針に基づき、公共施設等の適正管理と有効活用の観点を踏まえ、将来的な修繕・更新のための費用予測を行います。

【方針】

- ・施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果などの客観的な視点によって公平な施設診断を実施する方法について検討します。
- ・施設の統廃合に関しては、現在のサービスを維持・向上させるとともに、不利益を最小限にできるような方法について、住民とも十分に協議しながら検討します。

第9項 ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本市においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

第10項 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載しています。

活用に関しては、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを用いて、施設類型別や建築年別の延べ床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を行っていきます。また、後述する「保有する財産（未利用資産等）の活用」への取り組みにも、固定資産台帳データを活用し、積極的に資産の利活用を進めます。

第11項 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関しては、公共施設マネジメント総括部署と所管部署が連携協力することにより、各施設の利活用の方向性を検討することとしています。

第12項 フォローアップの実施方針

公共施設等の適正配置を推進するためには、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったPDCAサイクルが機能することが必要です。PDCAサイクルに沿った進捗管理を行うことで、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施することができます。

【方針】

- ・毎年、各施設の利用状況やコスト調査とともに施設の方向性について所管課と確認調整を実施します。

第4章 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針及び将来の費用見込み

第1節 コミュニティ・集会施設

第1項 公民館

(1) 施設の概要

本市が保有する公民館は 11 施設(延べ床面積 7,776 m²)です。図表 4-1 に施設の概要を示します。

図表 4-1：公民館の状況

施設名称	延べ床面積 [m ²]	築年数 [年]	所管課
津田公民館	961	41	生涯学習課
津田公民館北山分館	909	40	生涯学習課
大川公民館	1,715	47	生涯学習課
長尾公民館	1,184	44	生涯学習課
長尾公民館昭和分館	332	41	生涯学習課
長尾公民館造田分館	411	46	生涯学習課
長尾公民館前山分館	299	39	生涯学習課
長尾公民館多和分館	360	42	生涯学習課
志度公民館末分館	335	47	生涯学習課
志度公民館鴨部分館	575	44	生涯学習課
志度公民館(志度働く婦人の家)	695	42	生涯学習課

図表 4-1 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-2 および図表 4-3 に示します。

図表 4-2：公民館のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田公民館	サービス継続	-
津田公民館北山分館	サービス継続	地元への指定管理等を検討します
大川公民館	サービス継続	大川支所跡地への移転を検討します。
長尾公民館	サービス継続	長尾支所跡地へ移転します。
長尾公民館昭和分館	地域等への移管	地元等への移管を検討します。
長尾公民館造田分館	複合化・統合	造田ふれあいプラザへ複合化します。また、地元への指定管理等を検討します。
長尾公民館前山分館	サービス継続	-
長尾公民館多和分館	複合化・統合	旧多和小学校へ複合化します。また、地元への指定管理等を検討します。
志度公民館末分館	複合化・統合	旧志度幼稚園末分園へ複合化します。また、地元への指定管理等を検討します。
志度公民館鴨部分館	サービス継続	鴨部幼稚園へ移転します。また、地元への指定管理等を検討します。
志度公民館(志度働く婦人の家)	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。

図表 4-3：公民館の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
津田公民館	大規模改修	建物を改修して使用します。
津田公民館北山分館	大規模改修	建替え時は延べ床面積を30%減築します。
大川公民館	建物処分(移転時)	移転後、財政状況をみて建物を除却します。
長尾公民館	建替え	建替えを実施します。
長尾公民館昭和分館	建物処分	自治会への譲渡を検討します。
長尾公民館造田分館	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。

施設名称	建物の方向性	備考
長尾公民館前山分館	大規模改修	建物を改修して使用します。なお、建替時は延べ床面積を30%減築します。
長尾公民館多和分館	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
志度公民館末分館	建物処分	建物の老朽化が著しいため、財政状況をみて建物を除却します。
志度公民館鴨部分館	大規模改修	建物を改修して使用します。
志度公民館(志度働く婦人の家)	建物処分(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点で建物を除却します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する公民館の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・地域の生涯学習の拠点として、旧町単位で1箇所配置することを基本とします。
- ・近隣に類似機能を持つ施設がある場合は、利用状況や施設の特性を考慮しながら複合化を進めます。
- ・将来の人口推移に合わせて、施設の規模を見直します。
- ・分館は、地元へ指定管理等を検討します。

第2項 集会施設

(1) 施設の概要

本市が保有する集会施設は29施設(延べ床面積13,215m²)です。図表4-4に施設の概要を示します。

図表4-4:集会施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田多目的研修集会施設	767	36	生涯学習課
津田働く婦人の家	677	40	生涯学習課
大川コミュニティセンター	243	28	生活環境課
辛立文化センター分館	284	25	人権推進課
辛立文化センター	720	15	人権推進課
公文明集会所	150	42	人権推進課
長尾総合公園研修センター	566	38	生涯学習課
志度南交流センター	481	19	商工観光課
さぬき市末ふれあいひろば	556	66	教育総務課
志度コミュニティセンター	286	35	生活環境課
さぬき市研修センター	213	33	商工観光課
生涯学習館	498	19	生涯学習課
鴨部集会所	132	42	人権推進課
西町中集会所	99	38	人権推進課
農作業管理休養施設	86	41	財産活用課
高齢者生きがい発揮促進施設椿の庄さんがわ	221	22	長寿介護課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
寒川ふれあいプラザ	255	15	長寿介護課
造田ふれあいプラザ	260	15	長寿介護課
鴨庄ふれあいプラザ	292	20	長寿介護課
鴨部ふれあいプラザ	329	17	長寿介護課
大串いこいの家	96	16	長寿介護課
小田ふれあいプラザ	326	19	長寿介護課
自然休養村 みろく荘	1,107	42	商工観光課
鴨庄漁村センター	200	38	農林水産課
小田漁村センター	299	35	農林水産課
大川農村環境改善センター	1,285	26	農林水産課
南川構造改善センター	167	32	生涯学習課
寒川農村環境改善センター	1,258	39	農林水産課
志度構造改善センター	1,362	36	農林水産課

図表 4-4 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-5 および図表 4-6 に示します。

図表 4-5：集会施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田多目的研修集会施設	サービス継続	-
津田働く婦人の家	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
大川コミュニティセンター	サービス廃止	集会施設としてのサービスは廃止し、他団体への貸出しを検討します。
辛立文化センタ一分館	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
辛立文化センター	サービス継続	-
公文明集会所	サービス継続	-
長尾総合公園研修センター	サービス継続	-
志度南交流センター	サービス継続	-
さぬき市末ふれあいひろば	サービス継続	-
志度コミュニティセンター	サービス継続	-
さぬき市研修センター	サービス継続	-
生涯学習館	サービス継続	-
鴨部集会所	サービス継続	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
西町中集会所	サービス継続	-
農作業管理休養施設	サービス廃止	利用が少ないためサービスを廃止します。
高齢者生きがい発揮促進施設椿の庄さんがわ	サービス継続	-
寒川ふれあいプラザ	サービス継続	-
造田ふれあいプラザ	サービス継続	長尾公民館造田分館、造田出張所を複合化します(受入側)。
鴨庄ふれあいプラザ	サービス継続	-

施設名称	サービスの方向性	備考
鴨部ふれあいプラザ	サービス継続	-
大串いこいの家	地域等への移管	地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。
小田ふれあいプラザ	複合化・統合	小田漁村センターを統合します（受入側）。
自然休養村 みろく荘	サービス継続	-
鴨庄漁村センター	地域等への移管	地元等への移管を検討し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。
小田漁村センター	地域等への移管	小田ふれあいプラザへ統合します。
大川農村環境改善センター	サービス継続	大川支所を複合化します（受入側）。
南川構造改善センター	サービス継続	-
寒川農村環境改善センター	サービス継続	寒川公民館を複合化します（受入側）。
志度構造改善センター	サービス継続	-

図表 4-6：集会施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
津田多目的研修集会施設	大規模改修	建替時は延べ床面積を30%減築します。
津田働く婦人の家	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
大川コミュニティセンター	建物処分	大川地区保護司会等への貸出しを検討します。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
辛立文化センター分館	建物処分(大規模改修や建替時)	財政状況をみて建物を売却します。
辛立文化センター	大規模改修	建物を改修して使用します。
公文明集会所	建替え	建替時は延べ床面積を50%減築します。
長尾総合公園研修センター	大規模改修	建物を改修して使用します。建替時は総合公園管理事務所のみを建て替えます。

施設名称	建物の方向性	備考
志度南交流センター	大規模改修	建物を改修して使用します。
さぬき市末ふれあいひろば	建物維持	-
志度コミュニティセンター	建替え	建替時は延べ床面積を30%減築します。
さぬき市研修センター	大規模改修	建物を改修して使用します。
生涯学習館	大規模改修	建物を改修して使用します。
鴨部集会所	建物処分	財政状況をみて、建物を除却します。
西町中集会所	建物維持	-
農作業管理休養施設	建物処分	建物の売却や譲渡を検討します。
高齢者生きがい発揮促進施設椿の庄さんがわ	大規模改修	建物を改修して使用します。
寒川ふれあいプラザ	大規模改修	建物を改修して使用します。
造田ふれあいプラザ	大規模改修	建物を改修して使用します。
鴨庄ふれあいプラザ	大規模改修	建物を改修して使用します。
鴨部ふれあいプラザ	大規模改修	建物を改修して使用します。
大串いこいの家	建物処分(大規模改修や建替時)	サービス終了後は財政状況をみて建物を除却します。
小田ふれあいプラザ	建物維持	-
自然休養村 みろく荘	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
鴨庄漁村センター	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
小田漁村センター	建物処分	財政状況をみて建物を除却します。
大川農村環境改善センター	大規模改修	建物を改修して使用します。

施設名称	建物の方向性	備考
南川構造改善センター	大規模改修	建物を改修して使用します。
寒川農村環境改善センター	建替え	公民館として建替えを検討します。
志度構造改善センター	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する集会施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・近隣に類似機能を持つ施設がある場合は、利用状況や施設の特性を考慮しながら複合化を進めます。
- ・利用状況を考慮し、地元への移管を行い、地域の活動拠点として有効活用を図ることを検討します。
- ・将来の人口推移に合わせて、施設の規模を見直します。

第2節 文化施設

第1項 ホール

(1) 施設の概要

本市が保有するホールは2施設(延べ床面積7,174m²)です。図表4-7に施設の概要を示します。

図表4-7：ホールの状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
志度音楽ホール	2,722	34	生涯学習課
志度野外音楽広場(テアトロン)	4,452	25	商工観光課

図表4-7に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-8および図表4-9に示します。

図表4-8：ホールのサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
志度音楽ホール	サービス継続	-
志度野外音楽広場(テアトロン)	サービス継続	-

図表4-9：ホールの建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
志度音楽ホール	大規模改修	建物を改修して使用します。
志度野外音楽広場(テアトロン)	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有するホールの今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性を考慮しながら、施設の再編を検討します。

第2項 展示場等

(1) 施設の概要

本市が保有する展示場等は12施設(延べ床面積2,817m²)です。図表4-10に施設の概要を示します。

図表4-10：展示室等の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
さぬき市郷土館	104	51	生涯学習課
雨滝自然科学館	345	21	生涯学習課
みろく伝習館	275	40	商工観光課
歴史民俗資料館	618	31	生涯学習課
旧恵利家住宅	133	20	生涯学習課
陶芸作業棟	50	11	生涯学習課
21世紀館さんがわ	322	20	生涯学習課
門入工房	83	21	生涯学習課
さぬき市前山活性化センター	305	22	農林水産課
産業資料館	271	62	商工観光課
さぬき市田園交流センター	100	16	農林水産課
おへんろ交流サロン	211	22	生涯学習課

図表4-10に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-11および図表4-12に示します。

図表4-11：展示場等のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき市郷土館	サービス継続	他の場所へ移転を検討します。
雨滝自然科学館	サービス改善	サービス内容や運営方法、維持管理コスト等を改善します。
みろく伝習館	サービス継続	-
歴史民俗資料館	サービス改善	サービス内容や運営方法、維持管理コスト等を改善します。
旧恵利家住宅	サービス継続	-
陶芸作業棟	サービス継続	-
21世紀館さんかわ	サービス継続	-
門入工房	地域等への移管	地元へ移管し、大規模改修が必要になった時点で移管を終了します。
さぬき市前山活性化センター	サービス継続	-
産業資料館	サービス廃止	利用が少ないためサービスを廃止します。
さぬき市田園交流センター	サービス改善	サービス内容や運営方法、維持管理コスト等を改善します。
おへんろ交流サロン	サービス継続	-

図表 4-12：展示場等の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
さぬき市郷土館	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、建物を除却します。
雨滝自然科学館	建物維持	-
みろく伝習館	建物維持	-
歴史民俗資料館	建物維持	-
旧恵利家住宅	建物維持	-

施設名称	建物の方向性	備考
陶芸作業棟	建物維持	-
21世紀館さんがわ	建物維持	-
門入工房	建物処分(大規模改修や建替時)	移管終了後は財政状況をみて建物を除却します。
さぬき市前山活性化センター	建物維持	-
産業資料館	建物処分	建物の老朽化が著しいため(築54年)、財政状況をみて建物を除却します。
さぬき市田園交流センター	建物維持	-
おへんろ交流サロン	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する展示室等の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性を考慮しながら、施設の再編を進めます。

第3項 図書館

(1) 施設の概要

本市が保有する図書館は2施設(延べ床面積1,485m²)です。図表4-13に施設の概要を示します。

図表4-13：図書館の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
寒川図書館	433	30	生涯学習課
志度図書館	1,052	19	生涯学習課

図表4-13に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-14および図表4-15に示します。

図表4-14：図書館のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考

寒川図書館	サービス継続	-
志度図書館	サービス継続	-

図表 4-15：図書館の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
寒川図書館	大規模改修	建物を改修して使用します。
志度図書館	大規模改修	建物を改修して使用します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する図書館の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・サービスの継続を基本とします。

第3節 保健福祉施設

第1項 高齢者福祉施設

(1) 施設の概要

本市が保有する高齢者福祉施設は3施設(延べ床面積6,050m²)です。図表4-16に施設の概要を示します。

図表4-16:高齢者福祉施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
地域福祉センター	1,195	29	長寿介護課
行基ハイツ	1,524	29	長寿介護課
高齢者福祉開発推進センター(日盛の里)	3,331	19	長寿介護課

図表4-16に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-17および図表4-18に示します。

図表4-17:高齢者福祉施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
地域福祉センター	サービス継続	-
行基ハイツ	サービス継続	-
高齢者福祉開発推進センター(日盛の里)	サービス継続	-

図表4-18:高齢者福祉施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
地域福祉センター	大規模改修	建物を改修して使用します。
行基ハイツ	大規模改修	建物を改修して使用します。
高齢者福祉開発推進センター(日盛の里)	大規模改修	建物を改修して使用します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する高齢者福祉施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・サービスの継続を基本とし、引き続き指定管理者による管理運営を行います。

第2項 障害者福祉施設

(1) 施設の概要

本市が保有する障害者福祉施設は6施設(延べ床面積2,871m²)です。図表4-19に施設の概要を示します。

図表4-19：障害者福祉施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
北原ふれあい会館・きんりん園(就労支援施設)	483	48	福祉総務課
真珠の杜しど(旧志度作業所)	179	12	障害福祉課
恵生ノ園(旧行基苑)	612	29	障害福祉課
旧恵生ノ園(倉庫として使用)	237	50	長寿介護課
みなとの家(旧長尾南保育所)	322	47	障害福祉課
さざんか園(障害者就労支援施設)	1,038	20	障害福祉課

図表4-19に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-20および図表4-21に示します。

図表4-20：障害者福祉施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
北原ふれあい会館・きんりん園(就労支援施設)	サービス継続	類似施設へ移転を検討します。
真珠の杜しど(旧志度作業所)	サービス継続	-
恵生ノ園(旧行基苑)	サービス継続	-
旧恵生ノ園(倉庫として使用)	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。

施設名称	サービスの方向性	備考
みなとの家(旧長尾南保育所)	サービス継続	-
さざんか園(障害者就労支援施設)	サービス継続	-

図表 4-21：障害者福祉施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
北原ふれあい会館・きんりん園(就労支援施設)	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
真珠の杜しど(旧志度作業所)	建物処分	関係団体と協議し、統廃合による建物の除却を検討します。
恵生ノ園(旧行基苑)	建物維持	-
旧恵生ノ園(倉庫として使用)	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の老朽化が著しいため、財政状況をみて建物を除却します。
みなとの家(旧長尾南保育所)	建物維持	-
さざんか園(障害者就労支援施設)	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する障害者福祉施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- サービスの継続を基本とし、引き続き指定管理者による管理運営を行います。

第3項 保健医療施設

(1) 施設の概要

本市が保有する保健医療施設は6施設(延べ床面積4,230m²)です。図表4-22に施設の

概要を示します。

図表 4-22：保健医療施設の状況

施設名称	延べ床面積 [m ²]	築年数 [年]	所管課
津田保健センター	1,176	19	国保・健康課
大川保健センター	393	41	国保・健康課
長尾保健センター	301	39	国保・健康課
志度保健センター	593	42	国保・健康課
多和診療所	356	39	国保・健康課
津田診療所	1,411	12	津田診療所

図表 4-22 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-23 および図表 4-24 に示します。

図表 4-23：保健医療施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田保健センター	複合化・統合	各保健センターを統合します（受入側）。
大川保健センター	サービス廃止	サービスの廃止を検討します。
長尾保健センター	サービス廃止	周辺施設との調整も行いながら、サービスの廃止を検討します。
志度保健センター	サービス廃止	周辺施設との調整も行いながら、サービスの廃止を検討します。
多和診療所	サービス継続	-
津田診療所	サービス継続	-

図表 4-24：保健医療施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考

津田保健センター	建物維持	-
大川保健センター	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
長尾保健センター	建物処分	建物の売却を検討します。
志度保健センター	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
多和診療所	建物維持	-
津田診療所	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する保健医療施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・保健センターは、サービス提供の現状と施設の機能性を考慮し、施設の統廃合を進めます。
- ・診療所は、サービスを継続します。

第4節 スポーツ・レクリエーション施設

第1項 スポーツ施設

(1) 施設の概要

本市が保有するスポーツ施設は 19 施設(延べ床面積 12,918 m²)です。図表 4-25 に施設の概要を示します。

図表 4-25：スポーツ施設の状況

施設名称	延べ床面積 [m ²]	築年数 [年]	所管課
津田北山体育館	534	39	生涯学習課
津田体育館	1,337	41	生涯学習課
大川体育館	1,175	43	生涯学習課
大川武道館	827	34	生涯学習課
神前体育館	1,191	37	生涯学習課
B&G 海洋センター(体育館)	1,103	38	生涯学習課
B&G 海洋センター(プール)	959	38	生涯学習課
飛翔の館	865	31	生涯学習課
さぬき市屋内ゲートボール場(スパーク寒川)	1,179	29	生涯学習課
志度武道館	984	26	生涯学習課
B&G 海洋センター(艇庫)	450	41	生涯学習課
津田総合公園	230	31	生涯学習課
長尾テニスコート管理棟	90	37	生涯学習課
下所運動広場管理棟	36	11	生涯学習課
志度運動公園テニス管理事務所	110	34	生涯学習課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
生涯スポーツ広場	36	20	生涯学習課
みろくテニスコート管理棟	80	40	商工観光課
みろく自然公園サッカー場管理施設	55	25	商工観光課
志度東体育館	1,677	2	生涯学習課

図表 4-25 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-26 および図表 4-27 に示します。

図表 4-26：スポーツ施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田北山体育館	サービス廃止	建替が必要になった時点でサービスを廃止します。
津田体育館	サービス継続	サービス継続を維持します。周辺施設との調整も行いながら、今後の施設のあり方を検討します。
大川体育館	複合化・統合	大規模改修が必要になった時点で、さぬき南中学校の体育館にサービスを統合します。
大川武道館	サービス継続	-
神前体育館	サービス継続	-
B&G 海洋センター(体育館)	サービス継続	-
B&G 海洋センター(プール)	サービス継続	-
飛翔の館	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
さぬき市屋内ゲートボール場(スパーク寒川)	サービス継続	-
志度武道館	サービス継続	-
B&G 海洋センター(艇庫)	サービス継続	-
津田総合公園管理棟	サービス継続	-

施設名称	サービスの方向性	備考
長尾テニスコート管理棟	サービス継続	-
下所運動広場管理棟	サービス継続	-
志度運動公園テニス管理事務所	サービス継続	-
生涯スポーツ広場	サービス継続	-
みろくテニスコート管理棟	サービス継続	-
みろく自然公園サッカー場管理施設	サービス継続	-
志度東体育館	サービス継続	-

図表 4-27：スポーツ施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
津田北山体育館	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の老朽化が著しいため、財政状況をみて建物を除却します。
津田体育館	大規模改修	耐震改修と大規模改修を実施します。(第1期)。
大川体育館	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
大川武道館	建物維持	-
神前体育館	建物維持	-
B&G 海洋センター(体育館)	建物維持	-
B&G 海洋センター(プール)	建物維持	-
飛翔の館	建物処分(大規模改修や建替時)	財政状況をみて建物を除却します。
さぬき市屋内ゲートボール場(スパーク寒川)	建物維持	-
志度武道館	建物維持	-

施設名称	建物の方向性	備考
B&G 海洋センター(艇庫)	建物維持	-
津田総合公園管理棟	建物維持	-
長尾テニスコート管理棟	建物維持	-
下所運動広場管理棟	建物維持	-
志度運動公園テニス管理事務所	建物維持	-
生涯スポーツ広場	建物維持	-
みろくテニスコート管理棟	建物維持	-
みろく自然公園サッカー場管理施設	建物維持	-
志度東体育館	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有するスポーツ施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・利用状況や施設の特性、地域性を考慮しながら、学校施設の有効活用を含めて施設の再編を進めます。

第2項 レクリエーション施設

(1) 施設の概要

本市が保有するレクリエーション施設は5施設(延べ床面積 1,084 m²)です。図表4-28に施設の概要を示します。

図表4-28：レクリエーション施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
みろく野営場休憩室	26	43	商工観光課
門入茶房	65	20	商工観光課
椿の城	384	24	商工観光課
南川自然の家	566	32	生涯学習課
教育のもり	43	19	農林水産課

図表 4-28 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-29 および図表 4-30 に示します。

図表 4-29：レクリエーション施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
みろく野営場休憩室	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
門入茶房	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
椿の城	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
南川自然の家	サービス継続	-
教育のもり	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。

図表 4-30：レクリエーション施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
みろく野営場休憩室	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の老朽化が著しいため、財政状況をみて建物を除却します。
門入茶房	建物維持	-
椿の城	建物維持	-

施設名称	建物の方向性	備考
南川自然の家	大規模改修	建物を改修して使用します。
教育のもり	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有するレクリエーション施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性を踏まえて、施設の再編を進めます。

第3項 保養施設

(1) 施設の概要

本市が保有する保養施設は 11 施設(延べ床面積 20,208 m²)です。図表 4-31 に施設の概要を示します。

図表 4-31：保養施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
クアタラソさぬき津田	3,090	28	商工観光課
寒川共同福祉施設	556	32	商工観光課
春日温泉コテージ	108	30	商工観光課
春日ふれあいセンター	253	30	商工観光課
カメリア温泉福祉センター	1,243	28	商工観光課
健康生きがい施設(ツインパルながお)	8,657	23	商工観光課
クアパーク津田国民宿舎松琴閣	2,430	25	商工観光課
長尾総合公園コテージ	339	18	生涯学習課
シーサイドコリドール	376	18	商工観光課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
さぬき市農林漁業体験実習館(みろく温泉)	2,213	28	商工観光課
寒川老人福祉センター(春日温泉)	943	32	商工観光課

図表 4-31 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-32 および図表 4-33 に示します。

図表 4-32：保養施設の建物の方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
クアタラソさぬき津田	サービス継続	-
寒川共同福祉施設	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
春日温泉コテージ	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
春日ふれあいセンター	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
カメリア温泉福祉センター	サービス継続	-
健康生きがい施設(ツインパルながお)	サービス継続	-
クアパーク津田国民宿舎松琴閣	サービス改善	-
長尾総合公園コテージ	サービス継続	-
シーサイドコリドール	サービス継続	-
さぬき市農林漁業体験実習館(みろく温泉)	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。
寒川老人福祉センター(春日温泉)	サービス廃止(大規模改修や建替時)	大規模改修が必要になった時点でサービスを廃止します。

図表 4-33：保養施設のサービスの方向性

施設名称	建物の方向性	備考

施設名称	建物の方向性	備考
クアタラソさぬき津田	建物維持	-
寒川共同福祉施設	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
春日温泉コテージ	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
春日ふれあいセンター	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
カメリア温泉福祉センター	建物維持	-
健康生きがい施設(ツインパルながお)	建物維持	建替は体育館(2,579 m ²)のみとします。
クアパーク津田国民宿舎松琴閣	建物維持	-
長尾総合公園コテージ	建物維持	-
シーサイドコリドール	建物維持	-
さぬき市農林漁業体験実習館(みろく温泉)	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
寒川老人福祉センター(春日温泉)	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する保養施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・交流や観光の拠点として、サービスの継続を基本として利用促進を図りますが、温泉施設については、経営状況や機能状況を踏まえて再編を進めます。

第4項 物産施設

(1) 施設の概要

本市が保有する物産施設は8施設(延べ床面積5,717m²)です。図表4-34に施設の概要を示します。

図表4-34：物産施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
さぬき市生産物直売所	394	28	農林水産課
津田観光物産センター	222	34	商工観光課
公園内中央売店	211	30	商工観光課
道の駅みろく	288	24	商工観光課
道の駅ながお	123	19	商工観光課
さぬき市物産センター	528	26	商工観光課
さぬき市ワイン加工施設	1,092	32	商工観光課
地域活性化複合施設_結願の里	2,859	61	商工観光課

図表4-34に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-35および図表4-36に示します。

図表4-35：物産施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき市生産物直売所	サービス廃止(大規模改修や建替時)	建替が必要になった時点でサービスを廃止します。
津田観光物産センター	サービス継続	-
公園内中央売店	サービス継続	サービス継続を維持します。使用ができなくなった時点で除却し、土地は県に譲渡します。
道の駅みろく	サービス改善	サービス内容や運営方法、維持管理コスト等を改善します。
道の駅ながお	サービス継続	-

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき市物産センター	サービス継続	－
さぬき市ワイン加工施設	サービス継続	－
地域活性化複合施設_結願の里	地域等への移管	利用状況により、今後の施設のあり方を検討します。

図表 4-36：物産施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
さぬき市生産物直売所	建物処分(大規模改修や建替時)	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
津田観光物産センター	建物維持	－
公園内中央売店	建物維持	サービス終了後は除却し、土地は県に譲渡します。
道の駅みろく	建物維持	－
道の駅ながお	建物維持	－
さぬき市物産センター	建物維持	－
さぬき市ワイン加工施設	建物維持	－
地域活性化複合施設_結願の里	建物処分	利用状況により、今後の施設のあり方を検討します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する物産施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- 利用状況や施設の特性、地域性を考慮しながら、施設の再編を進めます。

第5節 学校施設

第1項 小学校

(1) 施設の概要

本市が保有する小学校は7施設(延べ床面積41,148m²)です。図表4-37に施設の概要を示します。

図表4-37: 小学校の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田小学校	5,797	16	学校教育課
さぬき南小学校	5,820	7	学校教育課
長尾小学校	5,815	67	学校教育課
造田小学校	4,862	48	学校教育課
志度小学校	8,716	46	学校教育課
さぬき北小学校	5,012	41	学校教育課
寒川小学校	5,126	2	学校教育課

図表4-37に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-38および図表4-39に示します。

図表4-38: 小学校のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田小学校	サービス継続	-
さぬき南小学校	サービス継続	-
長尾小学校	サービス継続	学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。
造田小学校	サービス継続	学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。
志度小学校	サービス継続	-

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき北小学校	サービス継続	既に鴨部小学校及び小田小学校を統合済みです（受入側）。
寒川小学校	サービス継続	-

図表 4-39：小学校の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
津田小学校	建物維持	-
さぬき南小学校	建物維持	-
長尾小学校	建替え	R 4 以降、校舎及び体育館の建替えを予定しています。
造田小学校	建物維持	-
志度小学校	建物維持	-
さぬき北小学校	建物維持	-
寒川小学校	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する小学校の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

第2項 中学校

(1) 施設の概要

本市が保有する中学校は3施設(延べ床面積75,090m²)です。図表4-40に施設の概要を示します。

図表4-40:中学校の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
さぬき南中学校	9,423	8	学校教育課
長尾中学校	7,781	60	学校教育課
志度中学校	8,750	42	学校教育課

図表4-40に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-41および図表4-42に示します。

図表4-41:中学校のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき南中学校	サービス継続	既に津田中学校を統合済みです（受入側）。
長尾中学校	サービス継続	-
志度中学校	サービス継続	既に志度東中学校を統合済みです（受入側）。

図表4-42:中学校の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
さぬき南中学校	建物維持	-
長尾中学校	建物維持	-
志度中学校	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する中学校の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3 月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

第3項 幼稚園

（1）施設の概要

本市が保有する幼稚園は 6 施設(延べ床面積 7,554 m²)です。図表 4-43 に施設の概要を示します。

図表 4-43：幼稚園の状況

施設名称	延べ床面積 [m ²]	築年数 [年]	所管課
寒川幼稚園	1,592	25	幼保こども園課
長尾幼稚園	793	45	幼保こども園課
造田幼稚園	760	46	幼保こども園課
志度幼稚園	2,301	14	幼保こども園課
さぬき北幼稚園	645	43	幼保こども園課
さぬき南幼稚園	1463	6	幼保こども園課

図表 4-43 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-44 および図表 4-45 に示します。

図表 4-44：幼稚園のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
寒川幼稚園	サービス継続	-
長尾幼稚園	サービス継続	学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。
造田幼稚園	サービス継続	学校再編計画の動向によっては、他の施設への複合化・統合となります。
志度幼稚園	サービス継続	-

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき北幼稚園	検討中	-
さぬき南幼稚園	サービス継続	-

図表 4-45：幼稚園の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
寒川幼稚園	大規模改修	建物を改修して使用します。
長尾幼稚園	大規模改修	建物を改修して使用します。
造田幼稚園	大規模改修	建物を改修して使用します。
志度幼稚園	大規模改修	建物を改修して使用します。
さぬき北幼稚園	検討中	-
さぬき南幼稚園	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する幼稚園の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3 月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

第 4 項 給食センター

(1) 施設の概要

本市が保有する給食センターは2施設(延べ床面積3,108m²)です。図表4-46に施設の概要を示します。

図表4-46：給食センターの状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
大川学校給食共同調理場	2,080	21	学校教育課
志度学校給食共同調理場	1,028	25	学校教育課

図表4-46に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-47および図表4-48に示します。

図表4-47：給食センターのサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
大川学校給食共同調理場	複合化・統合	施設・設備の老朽化の状況、児童数の推移を考慮しながら、新たな場所での統合を検討します。
志度学校給食共同調理場	複合化・統合	施設・設備の老朽化の状況、児童数の推移を考慮しながら、新たな場所での統合を検討します。

図表4-48：給食センターの建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
大川学校給食共同調理場	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
志度学校給食共同調理場	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する給食センターの今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・さぬき市学校再編計画（平成25年3月）に基づき、施設の統廃合を進めます。

第6節 子育て支援施設

第1項 保育所

(1) 施設の概要

本市が保有する保育所は4施設(延べ床面積3,819m²)です。図表4-49に施設の概要を示します。

図表4-49：保育所の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
富田保育所	1,037	21	幼保こども園課
寒川保育所	619	33	幼保こども園課
長尾保育所	963	11	幼保こども園課
志度保育所	1,200	22	幼保こども園課

図表4-49に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-50および図表4-51に示します。

図表4-50：保育所のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
富田保育所	サービス継続	-
寒川保育所	サービス継続	-
長尾保育所	サービス継続	-
志度保育所	サービス継続	-

図表4-51：保育所の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
富田保育所	大規模改修	建物を改修して使用します。
寒川保育所	大規模改修	建物を改修して使用します。

施設名称	建物の方向性	備考
長尾保育所	建物維持	-
志度保育所	大規模改修	建物を改修して使用します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する保育所の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・旧町単位で公立保育所を1箇所配置することを基本とします。

第2項 児童館・放課後児童クラブ

(1) 施設の概要

本市が保有する児童館は4施設(1,593 m²)、放課後児童クラブ専用施設は2施設(733 m²)です。図表4-52に施設の概要を示します。

図表4-52：児童館・放課後児童クラブの状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
長尾児童館	490	33	子育て支援課
造田児童館	509	26	子育て支援課
寒川児童館	325	2	子育て支援課
大川町児童館	269	43	子育て支援課
志度放課後児童クラブ	553	9	子育て支援課
鴨庄放課後児童クラブ	180	8	子育て支援課

図表4-52に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-53および図表4-54に示します。

図表4-53：児童館・放課後児童クラブのサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
長尾児童館	サービス継続	-
造田児童館	サービス継続	-
寒川児童館	サービス継続	-
大川町児童館	サービス継続	-
志度放課後児童クラブ	サービス継続	-
鴨庄放課後児童クラブ	サービス継続	-

図表 4-54：児童館・放課後児童クラブの建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
長尾児童館	建物維持	-
造田児童館	建物維持	-
寒川児童館	建物維持	-
大川町児童館	建物維持	-
志度放課後児童クラブ	建物維持	-
鴨庄放課後児童クラブ	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する児童館の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・サービスの継続を基本とします。

第3項 認定こども園

(1) 施設の概要

本市が保有する認定こども園は 1 施設(延べ床面積 1,908 m²)です。図表 4-55 に施設の概要を示します。

図表 4-55：認定こども園の状況

施設名称	延べ床面積 [m ²]	築年数 [年]	所管課
津田こども園	1,908	2	幼保こども園課

図表 4-55 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-56 および図表 4-57 に示します。

図表 4-56：認定こども園の状況

施設名称	サービスの方向性	備考
津田こども園	サービス継続	-

図表 4-57：認定こども園の状況

施設名称	建物の方向性	備考
津田こども園	建物維持	-

第 7 節 公営住宅

(1) 施設の概要

本市が保有する公営住宅は 45 施設(延べ床面積 41,682 m²)です。図表 4-58 に施設の概要を示します。

図表 4-58：公営住宅の状況

施設名称	延べ床面積 [m ²]	築年数 [年]	所管課
吉見(浜)団地	321	58	都市整備課
吉見団地	231	62	都市整備課
北原(水源地)団地	126	66	都市整備課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
北原(中)団地	188	65	都市整備課
薬師堂団地	63	65	都市整備課
琴林東団地	188	65	都市整備課
琴林団地	2,038	31	都市整備課
天神下団地	311	55	都市整備課
天神団地(旧津田)	1,571	51	都市整備課
一本松団地	297	60	都市整備課
脇元団地	191	58	都市整備課
鶴部団地	3,121	36	都市整備課
国道団地	150	42	都市整備課
西町団地	152	38	都市整備課
天神団地(旧大川)	1,066	19	都市整備課
旧王子団地	288	59	都市整備課
王子新団地	879	52	都市整備課
田辺団地	866	55	都市整備課
田辺新団地	133	50	都市整備課
吉金団地	200	54	都市整備課
羽鹿団地	1,218	53	都市整備課
日浦団地	359	49	都市整備課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
筒野団地	2,041	32	都市整備課
大井団地	2,444	26	都市整備課
昭南団地	578	28	都市整備課
津村団地	911	61	都市整備課
正面団地	219	68	都市整備課
西山団地	97	61	都市整備課
仁兵谷団地	582	40	都市整備課
新町団地広域付近	300	43	都市整備課
新町団地蓮住寺横	300	42	都市整備課
神前団地	3,323	34	都市整備課
天王団地	1,740	28	都市整備課
女体団地	1,020	50	都市整備課
千代町団地	481	44	都市整備課
山王団地	5,804	21	都市整備課
横内団地	33	56	都市整備課
下所団地	580	58	都市整備課
西内間団地	368	57	都市整備課
西井手団地	1,204	53	都市整備課
下屋団地	655	49	都市整備課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
長尾 A 団地	3,734	30	都市整備課
上辛立更新団地	282	21	都市整備課
公文明団地	391	49	都市整備課
上辛立団地	638	45	都市整備課

図表 4-58 に示した施設について、建物に関する方向性とサービスに関する方向性を図表 4-59 に示します。

図表 4-59：さぬき市が保有する公営住宅の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	サービスの方向性
吉見(浜)団地	用途廃止	用途廃止とします。
吉見団地	用途廃止	用途廃止とします。
北原(水源地)団地	用途廃止	用途廃止とします。
北原(中)団地	用途廃止	用途廃止とします。
薬師堂団地	建替え	天神下に統合します。
琴林東団地	建替え	天神下に統合します。
琴林団地	長寿命化	建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
天神下団地	建替え	薬師堂、琴林東、一本松、脇元と統合して建替えを行います。
天神団地(旧津田)	用途廃止	用途廃止とします。
一本松団地	建替え	天神下に統合します。
脇元団地	建替え	天神下に統合します。
鵜部団地	長寿命化	建築から 30 年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。

施設名称	建物の方向性	サービスの方向性
国道団地	維持修繕	建築から40年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。
西町団地	維持修繕	建築から40年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。
天神団地(旧大川)	維持修繕	建築から20年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。
旧王子団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
王子新団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
田辺団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
田辺新団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
吉金団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
羽鹿団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
日浦団地	建替え	羽鹿・日浦・吉金・旧王子・王子新・田辺・田辺新を統合して旧富田小学校跡地への建替を検討します。
筒野団地	長寿命化	建築から30年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
大井団地	維持修繕	建築から30年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
昭南団地	長寿命化	建築から30年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
津村団地	建替	正面・西山を統合して建替を行います。
正面団地	建替	津村に統合します。
西山団地	用途廃止	津村に統合します。
仁兵谷団地	用途廃止	用途廃止とします。
新町団地広域付近	維持修繕	建築から40年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。
新町団地蓮住寺横	維持修繕	建築から40年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。

施設名称	建物の方向性	サービスの方向性
神前団地	長寿命化	建築から30年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
天王団地	長寿命化	建築から30年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
女体団地	用途廃止	用途廃止とします。
千代町団地	建替	横内を統合して建替を行います。
山王団地	長寿命化	建築から20年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
横内団地	建替	千代町に統合します。
下所団地	用途廃止	用途廃止とします。
西内間団地	用途廃止	用途廃止とします。
西井手団地	用途廃止	用途廃止とします。
下屋団地	用途廃止	用途廃止とします。
長尾 A 団地	長寿命化	建築から30年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
上辛立更新団地	長寿命化	建築から20年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
公文明団地	長寿命化	建築から50年程度経過したもので、外壁補修等を計画的に行っていこうとするもの。
上辛立団地	維持修繕	建築から40年程度経過したもので、躯体等の安全性の面から、当面は随時維持補修を行うもの。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する公営住宅の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・さぬき市市営住宅長寿命化計画（令和3年3月）に基づき、ニーズや地域性を考慮しながら、施設の廃止や長寿命化などを進めます。

第8節 行政関係施設

第1項 厅舎等

(1) 施設の概要

本市が保有する庁舎等は13施設(延べ床面積17,961m²)です。図表4-60に施設の概要を示します。

図表4-60:庁舎等の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田支所(出張所)	1,666	54	総合支所
大川支所	1,485	57	財産活用課
さぬき市役所	8,333	21	財産活用課
寒川庁舎	3,256	2	総合支所
寒川第2庁舎	2,719	52	教育総務課
さぬき市映像放送センター	325	30	秘書広報課
鴨部出張所	20	17	総合支所
小田出張所	25	19	総合支所
造田出張所	11	45	総合支所
鴨庄出張所	13	19	総合支所
多和出張所	20	39	総合支所
長尾出張所	88	不明	総合支所
大川出張所	不明	26	総合支所

図表4-60に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-61および図表4-62に示します。

図表4-61:庁舎等のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田支所（出張所）	サービス継続	同施設内で津田出張所としてサービスを継続しています。R4年度中に津田保健センターに移転します。
大川支所	サービス継続	既に大川出張所として大川農村環境改善センター内へ移転しています。
さぬき市役所	サービス継続	-
寒川庁舎	サービス継続	-
寒川第2庁舎	サービス継続	-
さぬき市映像放送センター	サービス継続	映像放送センターとして継続使用します。
鴨部出張所	サービス継続	庁舎のあり方とともに検討します
小田出張所	サービス継続	庁舎のあり方とともに検討します
造田出張所	複合化・統合	造田ふれあいプラザへ複合化します。庁舎のあり方とともに検討します
鴨庄出張所	サービス継続	庁舎のあり方とともに検討します
多和出張所	サービス継続	庁舎のあり方とともに検討します
長尾出張所	サービス継続	サービスを継続します。
大川出張所	サービス継続	サービスを継続します。

図表 4-62：庁舎等の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
津田支所（出張所）	建物処分	財政状況をみて建物を除却します。
大川支所	建物処分	財政状況をみて建物を除却します。跡地は大川公民館の建替えを検討します。
さぬき市役所	建物維持	-
寒川庁舎	建物維持	-

施設名称	建物の方向性	備考
寒川第2庁舎	建物維持	-
さぬき市映像放送センター	建物存続	-
鴨部出張所	建物維持	-
小田出張所	建物維持	-
造田出張所	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
鴨庄出張所	建物維持	-
多和出張所	建物維持	-
長尾出張所	建物維持	-
大川出張所	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する庁舎等の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・住民サービスを提供する拠点として、市民の利便性を考慮しながら、行政機能の移転や複合化を進めます。

第2項 消防施設

(1) 施設の概要

本市が保有する消防施設は26施設(延べ床面積2,485m²)です。図表4-63に施設の概要を示します。

図表4-63：消防施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田第1分団中町屯所	106	31	危機管理課
津田第1分団岡ノ端中屯所	32	29	危機管理課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田第2分団屯所	95	31	危機管理課
津田第3分団旭町屯所	136	31	危機管理課
津田第3分団北羽立屯所	30	31	危機管理課
津田第4分団屯所	67	8	危機管理課
大川第1分団屯所	64	34	危機管理課
大川第2分団屯所	63	55	危機管理課
大川第3分団屯所	71	32	危機管理課
志度第1分団屯所	63	27	危機管理課
志度第2分団津村屯所	85	13	危機管理課
志度第2分団間川屯所	82	13	危機管理課
鴨庄分団松ヶ端屯所	68	28	危機管理課
鴨庄分団新開屯所	43	27	危機管理課
鴨庄分団白方屯所	50	27	危機管理課
鴨庄分団小方屯所	63	27	危機管理課
鴨部分団屯所	354	28	危機管理課
小田分団屯所	95	30	危機管理課
寒川第1分団屯所	87	38	危機管理課
寒川第2分団屯所	180	不明	危機管理課
寒川第3分団屯所	153	22	危機管理課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
長尾第1分団屯所	268	19	危機管理課
長尾第2分団屯所	72	46	危機管理課
長尾第2分団消防車格納庫	32	10	危機管理課
長尾第3分団屯所	68	42	危機管理課
長尾第4分団屯所	58	48	危機管理課

図表 4-63 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-64 および図表 4-65 に示します。

図表 4-64：消防施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
津田第1分団中町屯所	複合化・統合	津田第1分団岡ノ端中屯所を統合します。(受入側)
津田第1分団岡ノ端中屯所	複合化・統合	津田第1分団中町屯所へ統合します。
津田第2分団屯所	サービス継続	-
津田第3分団旭町屯所	複合化・統合	津田第3分団北羽立屯所を統合します。(受入側)
津田第3分団北羽立屯所	複合化・統合	津田第3分団旭町屯所へ統合します。
津田第4分団屯所	サービス継続	-
大川第1分団屯所	サービス継続	-
大川第2分団屯所	サービス継続	-
大川第3分団屯所	サービス継続	-
志度第1分団屯所	サービス継続	-
志度第2分団津村屯所	サービス継続	-

施設名称	サービスの方向性	備考
志度第2分団間川屯所	サービス継続	-
鴨庄分団松ヶ端屯所	複合化・統合	統合を検討します。
鴨庄分団新開屯所	複合化・統合	志度東鴨庄分団屯所(松ヶ端)への統合を検討します。
鴨庄分団白方屯所	複合化・統合	志度東鴨庄分団屯所(松ヶ端)への統合を検討します。
鴨庄分団小方屯所	複合化・統合	志度東鴨庄分団屯所(松ヶ端)への統合を検討します。
鴨部分団屯所	サービス継続	-
小田分団屯所	サービス継続	-
寒川第1分団屯所	サービス継続	-
寒川第2分団屯所	サービス継続	-
寒川第3分団屯所	サービス継続	-
長尾第1分団屯所	サービス継続	-
長尾第2分団屯所	サービス継続	-
長尾第2分団消防車格納庫	サービス継続	-
長尾第3分団屯所	サービス継続	-
長尾第4分団屯所	サービス継続	-

図表 4-65：消防施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
------	--------	----

施設名称	建物の方向性	備考
津田第1分団中町屯所	建物維持	-
津田第1分団岡ノ端中屯所	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
津田第2分団屯所	建物維持	-
津田第3分団旭町屯所	建物維持	-
津田第3分団北羽立屯所	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
津田第4分団屯所	建物維持	-
大川第1分団屯所	建物維持	-
大川第2分団屯所	建替え	大川支所跡地利用方針決定後に建替えを行います。
大川第3分団屯所	建物維持	-
志度第1分団屯所	建物維持	令和3年度に金屋屯所を増築して吸收統合済みです。
志度第2分団津村屯所	建物維持	-
志度第2分団間川屯所	建物維持	-
鴨庄分団松ヶ端屯所	建物維持	-
鴨庄分団新開屯所	建物処分	財政状況をみて建物を除却します。
鴨庄分団白方屯所	建物処分	財政状況をみて建物を除却します。
鴨庄分団小方屯所	建物処分	財政状況をみて建物を除却します。
鴨部分団屯所	建物維持	令和元年度に改築・統合済みです。
小田分団屯所	建物維持	-
寒川第1分団屯所	建物維持	-

施設名称	建物の方向性	備考
寒川第2分団屯所	建物維持	-
寒川第3分団屯所	建物維持	-
長尾第1分団屯所	建物維持	-
長尾第2分団屯所	建物維持	-
長尾第2分団消防車格納庫	建物維持	-
長尾第3分団屯所	建替え	建替えを検討します。
長尾第4分団屯所	建替え	建替えを検討します。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する消防施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・地域バランスを考慮して、施設の統廃合を進めます。

第3項 倉庫書庫

(1) 施設の概要

本市が保有する倉庫書庫は7施設(延べ床面積1,306m²)です。図表4-66に施設の概要を示します。

図表4-66:倉庫書庫の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田防火水槽小屋(山口町)	44	27	危機管理課
寺町水防倉庫	35	41	危機管理課
小田水防倉庫	18	28	危機管理課
小田消防器具置場	10	27	危機管理課
臨港倉庫	1,068	41	都市整備課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
神前倉庫	56	22	危機管理課
有害鳥獣一時保管倉庫（旧志度東鴨部分団屯所（馬次））	75	28	農林水産課

図表 4-66 に示した施設については、全てサービスの継続と建物の維持を行う方向です。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する倉庫書庫の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・他の公共施設の余剰スペースを有効活用し、施設の再編を検討します。

第9節 生活関連施設

第1項 斎場

(1) 施設の概要

本市が保有する斎場は1施設(延べ床面積1,516m²)です。図表4-67に施設の概要を示します。

図表4-67：斎場の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
さぬき市斎場	1,516	23	生活環境課

図表4-67に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表4-68および図表4-69に示します。

図表4-68：斎場のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
さぬき市斎場	サービス継続	-

図表4-69：斎場の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
さぬき市斎場	建物維持	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する斎場の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- 本市の基幹的なサービスの一つであり、サービスの継続を基本とします。

第2項 供給処理施設

(1) 施設の概要

本市が保有する供給処理施設は39施設(延べ床面積14,759m²)です。図表4-7Oに施設の概要を示します。

図表4-7O:供給処理施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
流田ポンプ場	200	42	下水道課
津田町中央浄化センター	1,019	30	下水道課
鵜部ポンプ場	293	26	下水道課
津田町東部浄化センター	1,039	23	下水道課
江泊地区漁業集落排水処理施設	193	23	下水道課
津田町西部浄化センター	1,114	19	下水道課
大井地区農業集落排水	124	26	下水道課
富田東地区農業集落排水	156	25	下水道課
宮町地区農業集落排水	175	24	下水道課
大川町東部浄化センター	439	24	下水道課
吉金地区農業集落排水	160	23	下水道課
山下地区農業集落排水	174	22	下水道課
大川町西部浄化センター	1,083	21	下水道課
富田第1中継ポンプ施設	30	20	下水道課
富田第2中継ポンプ施設	30	17	下水道課
玉浦ポンプ場	619	40	下水道課
塩屋ポンプ場	441	28	下水道課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
志度汚水中継ポンプ場	923	28	下水道課
長尾汚水中継ポンプ場	684	28	下水道課
鴨部川浄化センター	2,757	27	下水道課
新開ポンプ場	362	26	下水道課
本小田処理場	169	26	下水道課
藁屋処理場	119	20	下水道課
小田浦地区漁業集落排水処理施設	268	16	下水道課
自動堰操作室	6	53	農林水産課
鳥田排水機場	14	35	農林水産課
白方排水機場	50	31	農林水産課
坂子排水機場	43	31	農林水産課
川古排水機場	95	29	農林水産課
松ヶ端排水機場	36	23	農林水産課
乙井排水機場	64	22	農林水産課
大橋川雨水排水ポンプ場	78	17	都市整備課
弁天川雨水排水ポンプ場	195	13	都市整備課
寺町雨水排水ポンプ場	70	55	都市整備課
梅川雨水排水ポンプ場	89	8	都市整備課
浦小田雨水排水ポンプ場	122	6	都市整備課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
津田町クリーンセンター	1,209	32	生活環境課
六番作業所	230	24	生活環境課
泊ポンプ場	9	10	農林水産課
中村排水機場	不明	38	農林水産課

図表 4-7O に示した施設については、全てサービスの継続と建物の維持を行う方向です。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する供給処理施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- ・本市の基幹的なサービスの一つであり、サービスの継続を基本とします。

第10節 その他施設

(1) 施設の概要

本市が保有するその他施設は5施設(延べ床面積558m²)です。図表4-71に施設の概要を示します。

図表4-71：その他施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
みろく自然休養村便所	11	42	商工観光課
大窪寺公衆便所	197	20	商工観光課
JR 志度駅ふれあい通路等	242	23	都市整備課
JR造田駅駅前広場	86	1	都市整備課
志度バストップ駐車場	22	20	都市整備課

図表4-71に示した施設については、全てサービスの継続と建物の維持を行う方向です。

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有するその他施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

- 本市の基幹的なサービスの一つであり、サービスの継続を基本とします。

第11節 使用していない施設

(1) 施設の概要

本市が保有する使用していない施設は25施設(延べ床面積20,895m²)です。図表4-72に施設の概要を示します。

図表4-72: 使用していない施設の状況

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
旧鶴羽小学校	3,185	44	生涯学習課
旧志度幼稚園末分園	190	28	財産活用課
旧多和小学校槇川分校	185	30	政策課
旧志度南幼稚園	607	48	財産活用課
旧多和診療所	158	57	国保・健康課
津田町老人憩いの家	51	29	人権推進課
旧志度東幼稚園	325	42	財産活用課
前山ダムキャンプ場	80	43	商工観光課
青少年旅行村	136	45	生涯学習課
大串温泉揚湯ポンプ室	12	18	商工観光課
旧鴨部小学校	1,042	40	教育総務課
旧小田幼稚園	119	19	財産活用課
旧志度東保育所	500	50	財産活用課
旧大串児童館	255	36	商工観光課
旧松尾小学校	3,565	54	財産活用課
旧神前小学校	3,090	50	教育総務課

施設名称	延べ床面積[m ²]	築年数[年]	所管課
旧前山小学校	1,471	48	教育総務課
旧鶴羽幼稚園	2,663	38	教育総務課
旧松尾幼稚園	411	37	財産活用課
旧富田幼稚園	560	42	財産活用課
旧前山幼稚園	165	48	教育総務課
旧富田保育所分園松尾保育所	780	38	総務課
旧津田町東部児童館	376	24	子育て支援課
津田町老人福祉センター	880	40	長寿介護課
旧鴨部分団屯所(中通)	89	28	危機管理課

図表 4-72 に示した施設について、サービスに関する方向性と建物に関する方向性を図表 4-73 および図表 4-74 に示します。

図表 4-73：使用していない施設のサービスの方向性

施設名称	サービスの方向性	備考
旧鶴羽小学校	用途転用	埋蔵文化財展示施設予定施設として使用します。
旧志度幼稚園末分園	サービス廃止	既にサービスを廃止し、社会福祉協議会に貸出しています。
旧多和小学校槇川分校	サービス廃止	既に使用していない施設です。
旧志度南幼稚園	サービス廃止	既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。
旧多和診療所	サービス廃止	既に使用していない施設です。
津田町老人憩いの家	サービス廃止	既に使用していない施設です。
旧志度東幼稚園	サービス廃止	既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。

施設名称	サービスの方向性	備考
前山ダムキャンプ場	サービス廃止	既に使用していない施設です。
青少年旅行村	サービス廃止	既に使用していない施設です。
大串温泉揚湯ポンプ室	サービス廃止	壊れて使用できない状態です。
旧鴨部小学校	サービス廃止	体育館については地域活動の拠点として暫定的に使用します。
旧小田幼稚園	サービス廃止	既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。
旧志度東保育所	サービス廃止	既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。
旧大串児童館	サービス廃止	既に使用していない施設です。
松尾小学校	サービス廃止	既にサービスを廃止し、民間事業者に貸出しています。
神前小学校	サービス廃止	地域活動の拠点として暫定的に使用します。
前山小学校	サービス廃止	既に使用していない施設です。
鶴羽幼稚園	サービス廃止	既に使用していない施設です。
松尾幼稚園	サービス廃止	既にサービスを廃止し、地元に貸出しています。
富田幼稚園	サービス廃止	既にサービスを廃止し、シルバー人材センターに貸出しています。
前山幼稚園	サービス廃止	既に使用していない施設です。
富田保育所分園松尾保育所	サービス廃止	サービスを廃止します。
旧津田町東部児童館	サービス廃止	-
津田町老人福祉センター	サービス廃止	利用が少ないためサービスを廃止します。
旧鴨部分団屯所(中通)	検討中	-

図表 4-74：使用していない施設の建物の方向性

施設名称	建物の方向性	備考
旧鶴羽小学校	建物維持	校舎3棟のうち、1棟(888m ²)のみを改修・建替して使用します。
旧志度幼稚園末分園	建物処分	既に社会福祉協議会に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
旧多和小学校槇川分校	建物処分	地元自主防災会が、定期的に使用中です。R4年度からは、政策課へ所管替えとなります。
旧志度南幼稚園	建物処分	既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
旧多和診療所	建物処分	建物の老朽化が著しいため、財政状況をみて建物を除却します。
津田町老人憩いの家	建物処分	建物の老朽化が著しいため、財政状況をみて建物を除却します。
旧志度東幼稚園	建物処分	既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
前山ダムキャンプ場	建物処分	活用の可能性が低いため財政状況をみて建物を除却します。
青少年旅行村	建物処分	活用の可能性が低いため財政状況をみて建物を除却します。
大串温泉揚湯ポンプ室	建物処分	壊れて使用できない状態であるため財政状況をみて建物を除却します。
旧鴨部小学校	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
旧小田幼稚園	建物処分	既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
旧志度東保育所	建物処分	既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
旧大串児童館	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
松尾小学校	建物処分	既に民間事業者に貸出しています。建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
神前小学校	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
前山小学校	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
鶴羽幼稚園	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
松尾幼稚園	建物処分	既に地元に貸出しています。大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。

施設名称	建物の方向性	備考
富田幼稚園	建物処分	既にシルバーパートナーリンクに貸出しています。 大規模改修が必要になった時点でサービスを終了し、財政状況をみて建物を除却します。
長尾幼稚園	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
富田保育所分園松尾保育所	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
旧津田町東部児童館	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
津田町老人福祉センター	建物処分	建物の売却を検討します。売却の可能性が無い場合は、財政状況をみて建物を除却します。
旧鴨部分団屯所(中通)	検討中	-

(2) 維持管理の基本方針

本市が保有する使用していない施設の今後の施設の管理・運用に関する基本的な方針については、下記の方針に基づき取り組みます。

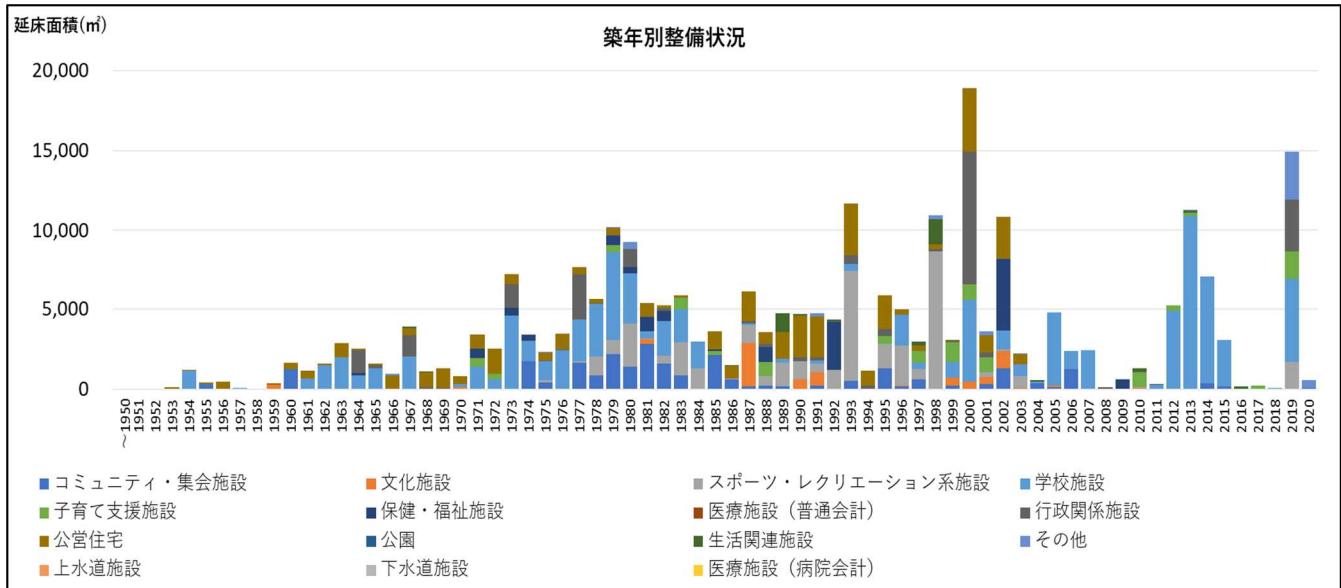
- ・積極的に建物の売却や譲渡、貸付、除却を進めます。
- ・各ニーズや施設の特性を考慮して、用途転用や複合化も進めます。

第12節 建物系公共施設の総括

第1項 築年別整備状況（施設保有量の推移）

図表4-75は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本市においては、昭和50年頃から平成16年頃にかけて、集中して公共施設を整備してきました。

図表4-75：建物系公共施設築年別整備状況（施設保有量の推移）

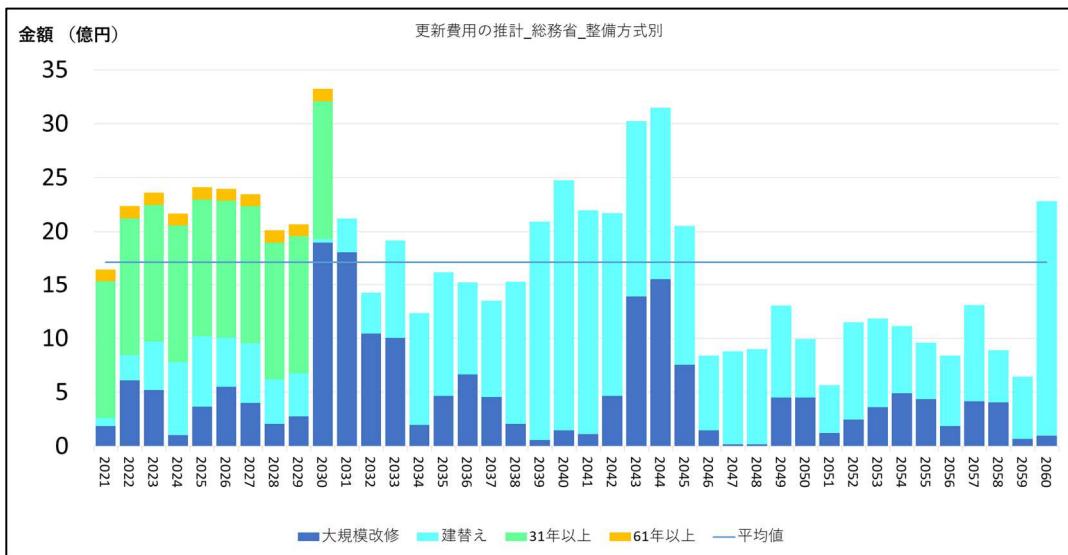


第2項 将来の更新費用の推計（従来型）

図表4-76は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する公共施設について、耐用年数を経過後、現状規模のまま建替を行った場合、今後40年間で約686億円の投資的経費を要し、1年あたりの平均は約17億2千万円かかる試算となりました。（令和3年度更新）

平成28年度の計画策定期では、40年間で約911億円、1年当たり平均は約22億8千万円の見込みで合ったため、今後、財政状況が厳しくなること等を踏まえる必要があるものの、施設マネジメントの推進により、更新費用の見込みは減少しています。

図表 4-76：建物系公共施設の更新費用



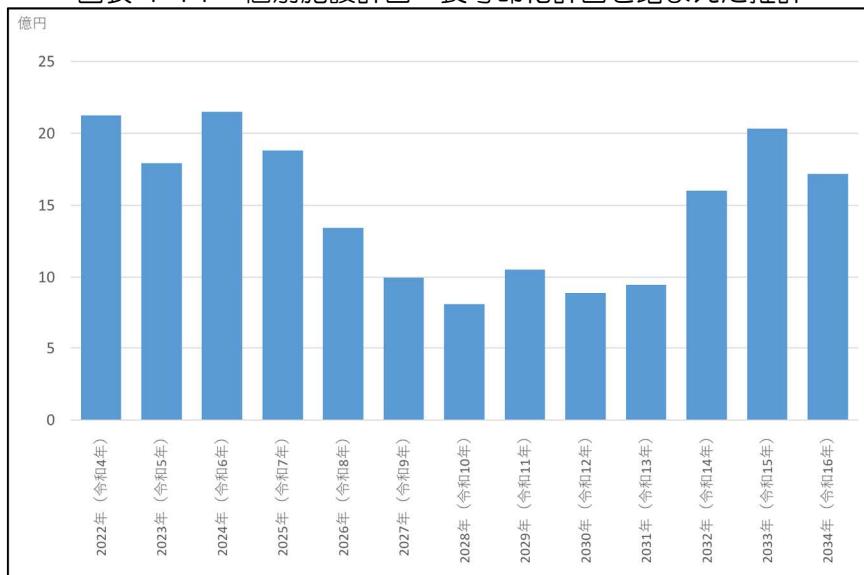
第3項 個別施設計画・長寿命化計画を踏まえた推計、対策の効果

図表 4-77 は、令和 2 年度までに本市で策定している、個別施設計画・長寿命化計画を踏まえた推計結果を示しています。各個別施設計画の計画期間を踏まえて、令和 16 年度まで（再配置計画の 2 期まで）の費用の見込みを示しています。

個別施設計画・長寿命化計画においては、点検診断結果を踏まえた予防保全の考え方を取り入れています。また、今後改修や更新の対策が不要となる建物の把握も行いました。その結果、今後 13 年間で約 193 億円の投資的経費を要し、1 年あたりの平均は約 14 億 8 千万円かかる試算となりました。

長寿命化の考え方を取り入れ、対策することで、年間で約 7.9 億円の削減につながることを確認しました。また、計画策定時に算出していた財政制約ライン 15 億 3 千万円も下回る見込みとなりました。

図表 4-77：個別施設計画・長寿命化計画を踏まえた推計



第5章 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針及び将来の費用見込み

第1節 市道

(1) 施設の概要

図表5-1は、本市が保有する市道の延長および道路部面積をまとめたものです。

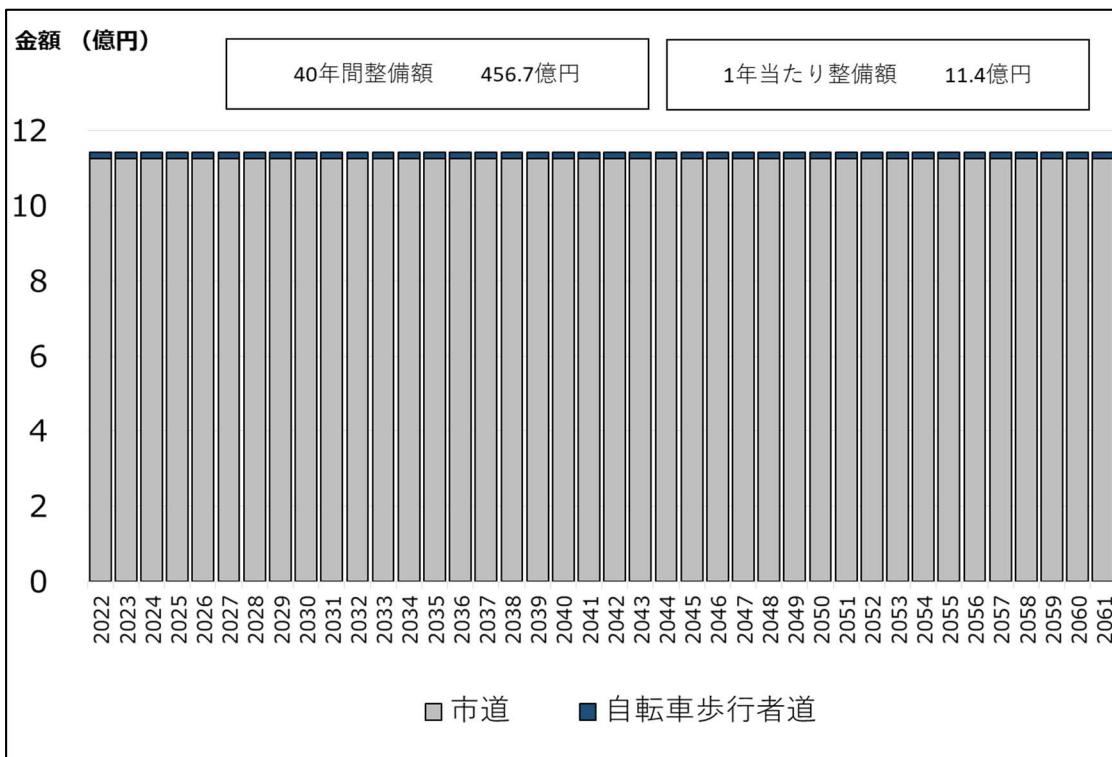
図表5-1：市道の状況

区分	実延長（m）	道路部面積（m ² ）
市道	691,158	3,591,544
自転車歩行者道	34,460	91,574

(2) 将来の更新費用の推計

図表5-2は、市道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する市道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で456億7千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年11億4千万円かかる試算です。

図表5-2：市道の更新費用（現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合）



(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善

- ・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

市道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実際に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。また、道路構造令および県条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な市道整備とします。

第2節 農道

(1) 施設の概要

図表5-3は、本市が保有する農道の延長および道路部面積をまとめたものです。

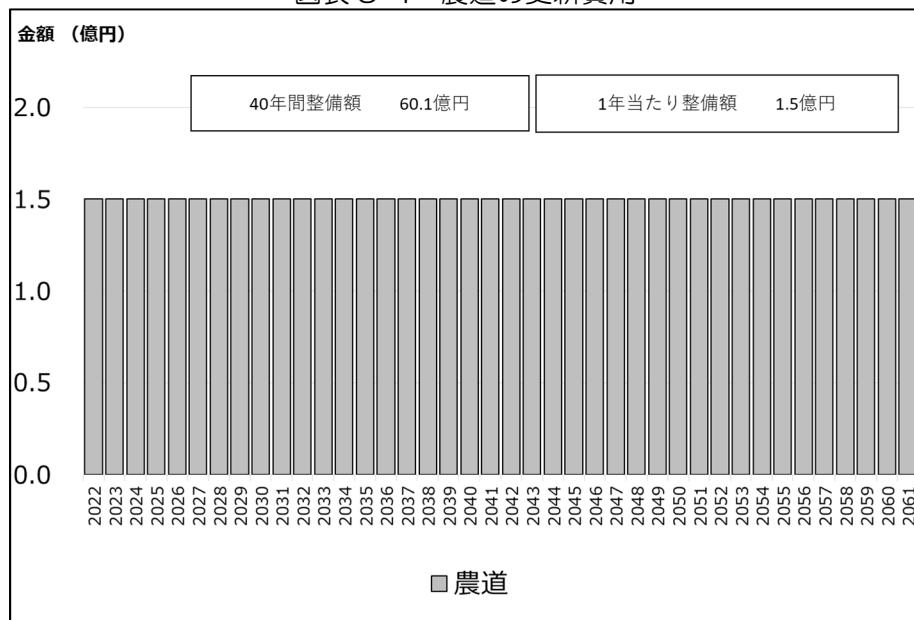
図表5-3：農道の状況

区分	延長（m）	道路部面積（m ² ）
農道	126,575	479,719

(2) 将来の更新費用の推計

図表5-4は、農道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する農道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で60億1千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年1億5千万円かかる試算です。

図表 5-4：農道の更新費用



(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

農道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。また、道路構造令および県条例の弹力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な農道整備とします。

第3節 林道

(1) 施設の概要

図表5-5は、本市が保有する林道の延長および道路部面積をまとめたものです。

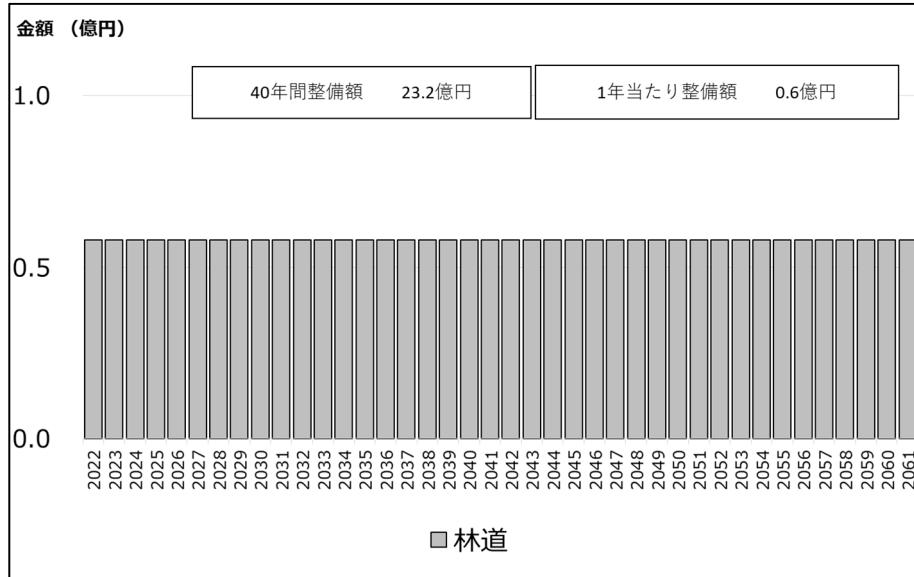
図表5-5：林道の状況

区分	延長（m）	道路部面積（m ² ）
林道	50,546	184,924

(2) 将来の更新費用の推計

図表5-6は、林道の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する林道について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で23億2千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年6千万円かかる試算です。

図表5-6：林道の更新費用



(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

林道の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。道路構造令および県条例の弹力的な運用に努め、経済性を考慮した適切な林道整備とします。

第4節 橋りょう

(1) 施設の概要

図表5-7は、本市が保有する橋りょうの数量をまとめたものです。

図表5-7：橋りょうの状況

区分	本数	道路部面積 (m ²)
橋りょう	542	28,969

(2) 将来の更新費用の推計

橋りょうについては、さぬき市橋梁長寿命化修繕計画より、費用の見込みを整理しています。計画では、対象となる橋りょうについて、今後50年間に必要とされる費用を予測した結果、予防的な修繕により対応した場合約78億円、年平均を計算すると毎年約1億6千万円となりました。

予防的な修繕を行わない対症療法型（従来型）の場合は、今後50年間で約206億円という推計結果であるため、長期的に見れば、修繕費の大幅な縮減（約128億円）が見込まれます。

(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。本市では令和4年3月に橋梁長寿命化修繕計画を改定し、計画的かつ予防的な対応に転換を図るとともに、新技術等の有効活用などによる経費の縮減や施設の集約化・撤去によって橋りょうの長寿命化およびコスト縮減を図ることとしています。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

橋りょうの状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

市が管理する橋りょうの中で、架設後50年以上経過した橋りょうは、全体の28%を占め、今後20年後には80%となるため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予測されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、修繕及び架替に要するコストを縮減します。

第5節 港湾

(1) 施設の概要

図表 5-8 は、本市が保有する港湾の数量をまとめたものです。

図表 5-8：港湾の状況

区分	海岸線の延長
港湾	1,176m (長寿命化計画対象)

(2) 将来の更新費用の推計

港湾については、各港海岸保全施設長寿命化計画より、費用の見込みを整理しています。計画では、対象となる港湾について、今後 50 年間に必要とされる費用を予測した結果、主に点検等の維持修繕費用について、予防的な修繕により対応した場合約 2 億 800 万円、年平均を計算すると毎年約 416 万円となりました。

(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

本市では各港海岸保全施設長寿命化計画を策定し、計画的かつ予防的な対応に転換を図り、長寿命化およびコスト縮減を図ることとしています。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

巡回（パトロール等）や定期点検の計画、修繕等の方法や実施時期等の計画を策定しており、実施と評価を行っていきます。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コストを縮減します。

第6節 漁港

(1) 施設の概要

図表 5-9 は、本市が保有する漁港の数量をまとめたものです。

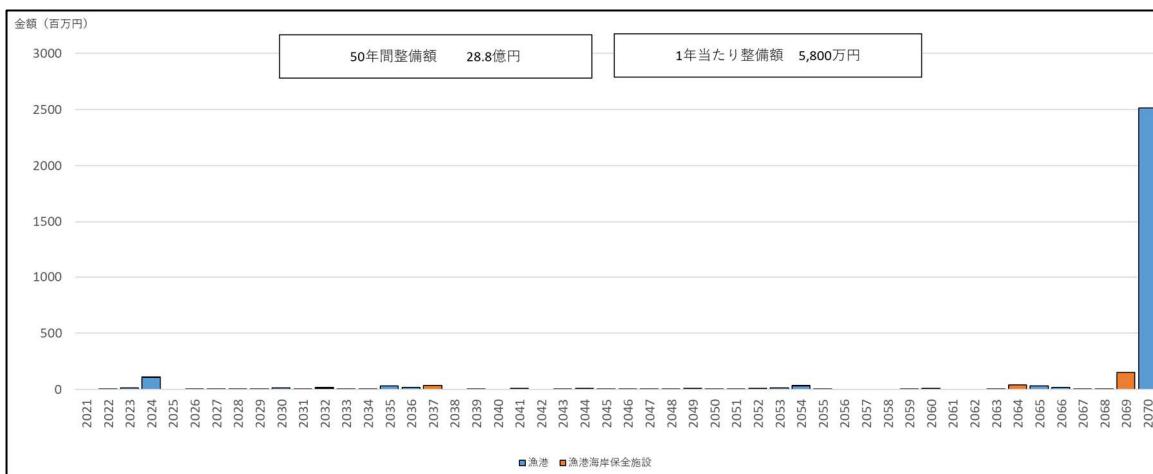
図表 5-9：漁港の状況

区分	数量
漁港	漁港数：11 漁港海岸施設：5 (長寿命化計画対象)

(2) 将来の更新費用の推計

漁港については、漁港機能保全計画及び漁港海岸長寿命化計画より、費用の見込みを整理しています。計画では、対象となる漁港について、今後 50 年間に必要とされる費用を予測した結果、予防的な修繕により対応した場合約 28 億 8 千万円、年平均を計算すると毎年約 5 千 800 万円となりました。

図表 5-10：漁港の更新費用



(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

本市では機能保全計画、長寿命化計画を策定し、計画的かつ予防的な対応に転換を図り、長寿命化およびコスト縮減を図ることとしています。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

施設情報の管理を行いながら、機能保全計画の策定、日常点検の実施、機能保全対策の実施を行っていきます。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コストを縮減します。

第7節 公園

(1) 施設の概要

図表 5-11 は、本市が保有する公園の数量をまとめたものです。

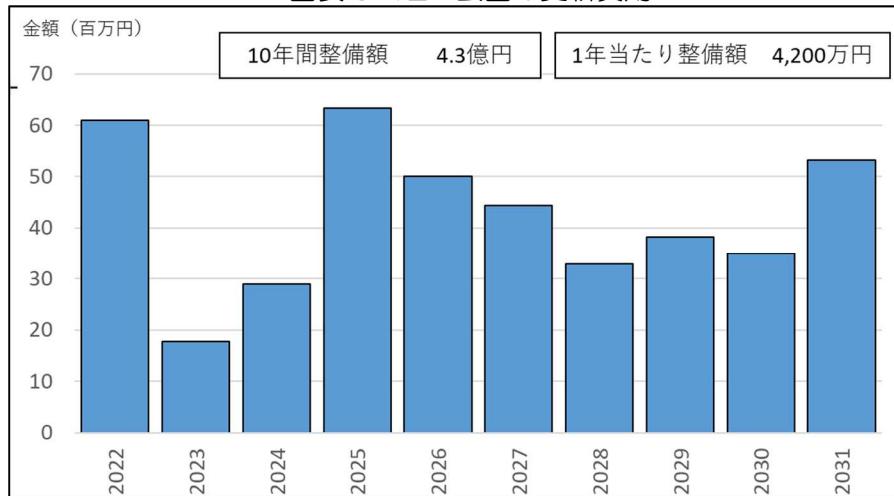
図表 5-11：公園の状況

区分	数量
公園	4 (長寿命化計画対象)

(2) 将來の更新費用の推計

公園については、公園施設長寿命化修繕計画より、費用の見込みを整理しています。計画では、対象となる公園施設について、今後10年間に必要とされる費用を予測した結果、予防的な修繕により対応した場合約4億3千万円、年平均を計算すると毎年約4千200万円となりました。

図表5-12：公園の更新費用



(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

本市では公園施設長寿命化修繕計画を策定し、計画的かつ予防的な対応に転換を図り、公園施設の長寿命化およびコスト縮減を図ることとしています。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

計画を踏まえて、施設や遊具の補修等による長寿命化対策を行いつつ、施設への点検や整備(清掃等)を日常的に行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、修繕及び更新に要するコストを縮減します。

第6章 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

第1節 下水道施設（公共下水道事業）

（1）施設の概要

下水道施設は、市の健全な発展及び環境衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として設置します。図表6-1は、本市の下水道施設の管径ごとの延長を示しています。過去整備を行った施設については今後も老朽化が進行し、維持や更新のための財政支出が増大することが予測されます。

図表6-1：管径別延長調査集計表

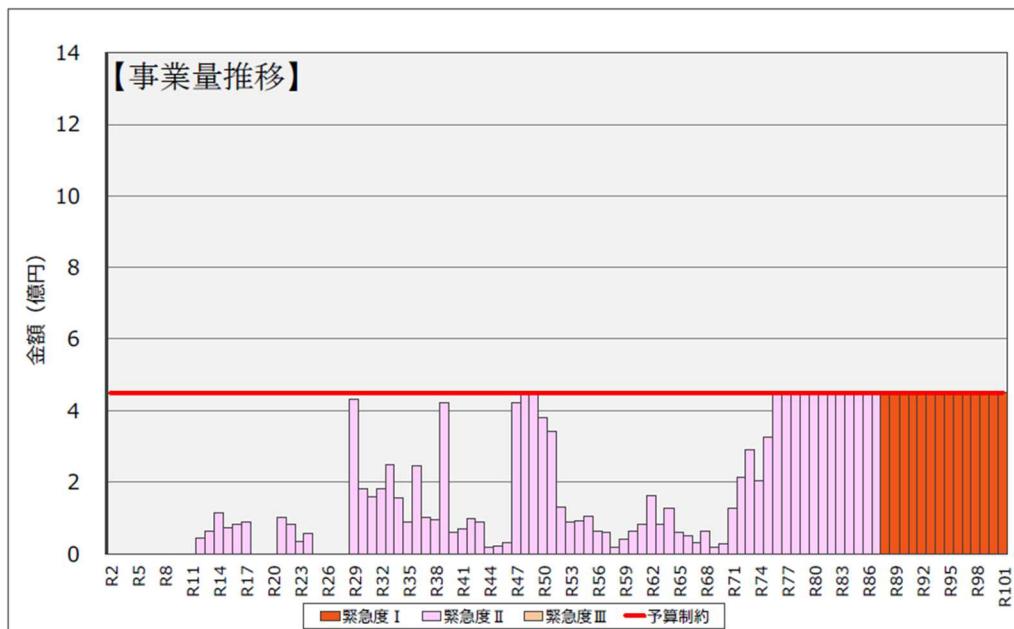
管径別 [m]				
250mm未満	251～500mm	501～1000mm	1001mm以上	延長合計
268,337	14,089	7,419	377	290,222

（2）将来の更新費用の推計

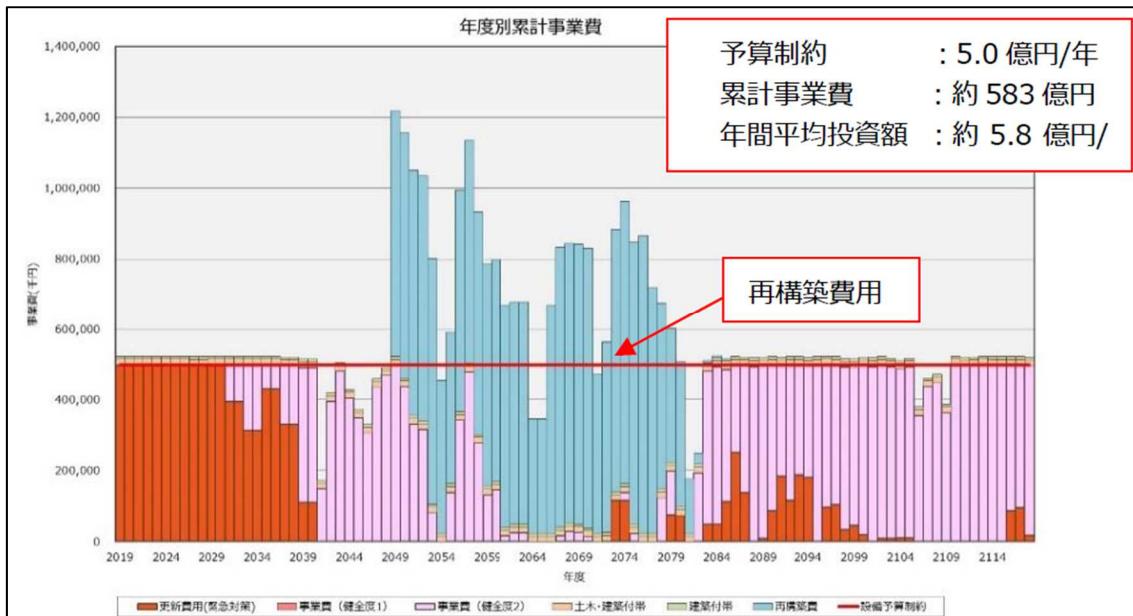
下水道については、さぬき市公共下水道事業ストックマネジメント計画より、費用の見込みを整理しています。計画では、対象となる管路及び処理場等の施設について、今後100年間に必要とされる費用を予測した結果、予防的な修繕により対応した場合、約780億円、年平均を計算すると毎年約7億8千万円となりました。

予防的な修繕を行わない対症療法型（従来型）の場合は、今後100年間で約1,923億円という推計結果であるため、長期的に見れば、修繕費の大幅な縮減（約1,143億円）が見込まれます。

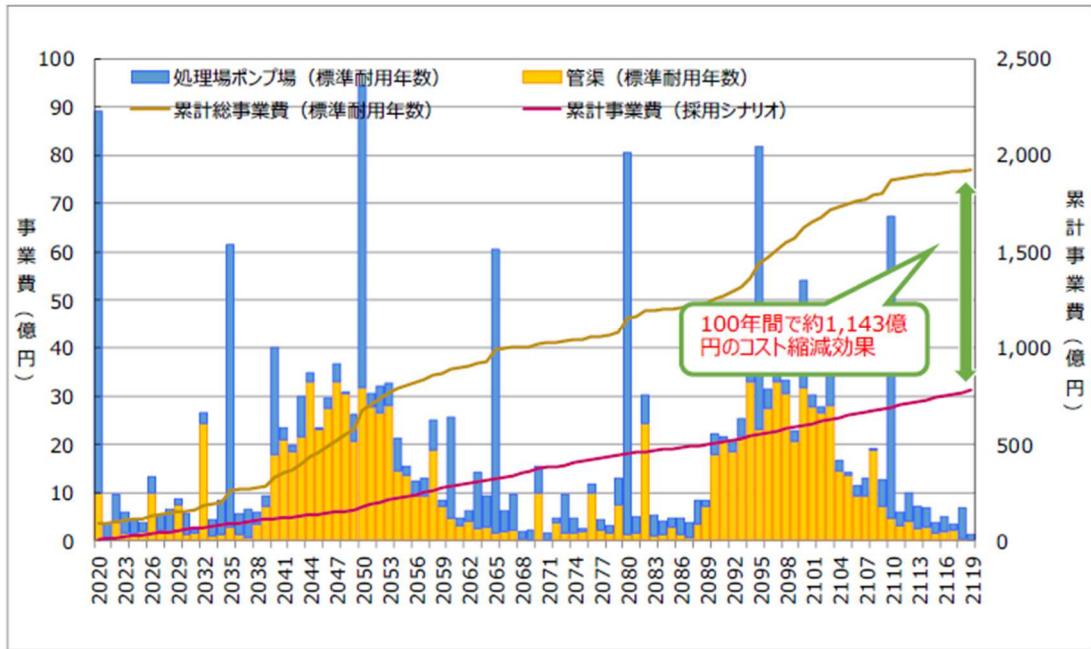
図表6-2：下水道施設の更新費用（管路）



図表 6-3：下水道施設の更新費用（処理場等）



図表 6-4：下水道施設の更新費用（下水道施設全体）



① 数量の適正性に関する基本的な考え方

将来の使用人口、排水量より、適正な数量を把握します。また、健全な財政を維持するために経営基盤を強化するとともにムダを省くようにします。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

老朽化した施設については、不具合箇所の診断等を優先的に実施します。また、施設の耐震化や基幹管路の耐震化を検討します。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

今後、少子高齢化や節水意識の浸透による水需要の減少により、下水道使用料収入の減少が予測されます。しかしながら、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努めます。

第2節 下水道施設（農業集落排水事業）

（1）施設の概要

図表6-5は、本市が保有する下水道施設（農業集落排水事業）の数量をまとめたものです。

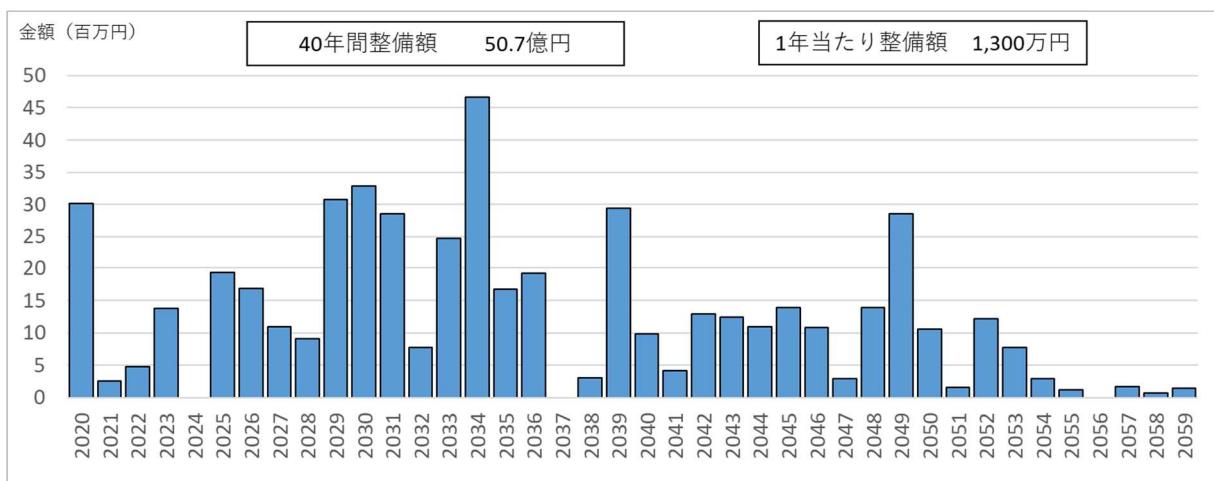
図表6-5：下水道施設（農業集落排水事業）の状況

区分	数量
管路延長合計	13,616m

（2）将来の更新費用の推計

下水道施設（農業集落排水事業）については、農業集落排水施設最適整備構想より、費用の見込みを整理しています。計画では、今後40年間に必要とされる費用を予測した結果、予防的な修繕により対応した場合約50億7千万円、年平均を計算すると毎年約1千300万円となりました。

図表6-6：下水道施設の更新費用



（3）維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、以下のような基本的な考え方のもとに、施設の管理・運用費の削減に取り組みます。

①数量の適正性に関する基本的な考え方

将来の使用人口、給水量より、適正な数量を把握します。また、健全な財政を維持するために経営基盤を強化するとともにムダを省くようにします。

②品質の適正性に関する基本的な考え方

老朽化した施設については、不具合箇所の診断等を優先的に実施します。

③コストの適正性に関する基本的な考え方

計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努めます。

第3節 病院施設

(1) 施設の概要

図表6-7は、本市が保有する病院施設の施設名称、延べ床面積および建築年など、施設概要をまとめたものです。市民病院においてはさぬき市民病院経営計画を策定し、経営基盤の強化、計画的な経営の推進、効率的な経営の推進、財務の適正化、透明性の向上など対策を行います。

医療制度改革による影響で官民間わず赤字経営に陥る医療機関が増えています。本市の市民病院では市からの繰入金に依存しているというのが現状です。そのため、実際の経営は厳しい状況にあることを踏まえて経営基盤の強化が急務となっています。施設の更新などの投資については、耐用年数、更新年数、経過年数及び使用状況などを把握し、計画的な更新を行います。

図表6-7：病院施設の状況

施設名称	延べ床面積（㎡）	建築年度	建物およびサービスの方向性
市民病院	15,078	平成23年度	継続

(2) 将来の更新費用の推計

病院施設については、さぬき市民病院個別施設計画（長寿命化計画）より、費用の見込みを整理しています。計画では、今後10年間に必要とされる費用を予測した結果、約2億5千万円、年平均を計算すると毎年約2千500万円となりました。

(3) 維持管理の基本方針

施設の数量・品質・コストの適正性に対しては、さぬき市民病院経営計画に示された以下のような基本的な考え方のもとで取り組みます。

◎良質で効率的な医療提供体制の整備

＜満足度の高い患者サービスの提供＞

患者の立場に立った心あたたかい医療を進めるため、待ち時間の短縮やインフォームドコンセントの実践などにより、人間性尊重の医療を提供し、患者サービスの一層の充実に努めます。

- ・患者の人間性尊重と患者・家族との信頼関係の確保を図るため、インフォームドコンセントの実践、科学的根拠に基づいた医療（EBM）を推進します。

- ・診療予約制の拡大など、待ち時間対策の取組を進めます。

- ・迅速で正確な情報の共有と活用により、適正なきめ細かい看護を提供するとともに、診療や会計等の待ち時間の短縮を図るため、オーダリングシステム、電子カルテ等の病院情報システムの効率的な活用を進めます。
- ・治療方針や患者サービスに対する疑問や苦情へ適切に対応するとともにセカンドオピニオンについても検討します。

＜医療を軸とした幅広い地域サービスの展開＞

保健・医療・福祉の連携を考え、地域に根ざした信頼される病院づくりを推進します。

◎安定した経営基盤の確立

＜良質な医療サービスを支える安定した経営基盤の確立＞

- ・薬品・医療材料の廉価購入、委託業務の拡大等コストの削減に努めるとともに、病床の一元管理による病床利用率の向上、診療報酬の適正算定等により、収益の確保を図り、単年度収支が均衡する健全経営を目指します。
- ・効率性や採算性、経営収支のバランスなど総合的に検討しながら、計画的な投資に努めます。

＜環境の変化に柔軟に対応できる人づくりと組織の形成＞

- ・病院職員としての自覚をもち、意欲に燃え、積極的に行動する人材の確保・育成に努め、職員の資質の向上を図ります。
- ・職員が柔軟な発想と創造性が發揮できる職員参加による職場づくりや職員を効率的で適正に配置することにより、社会環境の変化に的確に対応できる活力ある組織の形成を図ります。

第7章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設における現状と課題

①施設の老朽化

本市の公共施設は、築30年以上の建物が全体の半分を占めており、機能向上や耐震補強を含めて大規模改修を本格的に実施する時期に差し掛かっています。また、築50年以上経過した建物は現在のところ約13%ですが、10年後には約25%、20年後には約51%となり、建替等が必要な建物が今後急速に増加していきます。

②住民ニーズの変化

今後、高齢化の進行に伴い、特に75歳以上の後期高齢者が増加し、介護や支援のニーズが増えることが予想されます。また、生産年齢人口の減少や女性の社会進出の進展に伴い、子育て支援施設へのニーズも増加すると考えられます。学校施設の再編計画など少子化への対応についても、住民との対話を通じて合意形成を図りながら計画的に進めていく必要があります。

また、バリアフリー化や環境負荷を軽減させる設備などの導入も十分でなく、引き続き対応を進めていく必要があります。

③財源の不足

今後、人口減少・少子高齢化が進むとともに、市の財政が大きく好転することが考えられない社会経済情勢下では、公共施設の再配置を進めるとともに、持続可能な公共施設の保有量へと縮減を進めていく必要があります。

第2節 保有する全ての公共施設等の将来の費用見込みと充当可能な財源

図表7-1は、建物系、土木系、企業会計全ての公共施設の更新費用の見込みを示しています。

計画策定期（平成28年度）では、60.2億円という推計結果で、21.7億円の財源不足が見込まれていました。令和3年度の本計画改定にあたっては、個別施設計画、長寿命化計画を種別ごとに策定したことにより、将来の費用見込み年平均を計算すると、毎年約39.2億円かかる試算となりました。策定期の直近5カ年の投資的経費38.5億円をやや上回りますが、ほぼ同程度の金額となりました。

特に建物系公共施設において、点検診断結果を踏まえた予防保全の考え方を取り入れ、今後改修や更新の対策が不要となる建物の把握も行ったため、財源の不足は生じない見込みとなりました。

一方で、土木系公共施設については、道路や橋りょう以外の種別の長寿命化計画を整理したことや、道路（市道、農道、林道）においては、長寿命化計画ではなく、単純な更新費用推計により算出していることから、1年当たり経費見込みが高くなっています。

図表 7-1：全ての公共施設の更新費用の見込み

種別	計画期間中の 経費見込み	計画（推 計）期間	1年当たり 経費見込み	算定根拠
建物系公共施設（改 修費用+建替費用）	193 億円	13 年間	14.8 億円	個別施設計画・長寿命化計画
道路	456.7 億円	40 年間	11.4 億円	更新費用推計
農道	60.1 億円	40 年間	1.5 億円	更新費用推計
林道	23.2 億円	40 年間	0.6 億円	更新費用推計
橋りょう	78 億円	50 年間	1.6 億円	個別施設計画・長寿命化計画
港湾	2.1 億円	50 年間	416 万円	個別施設計画・長寿命化計画
漁港	28.8 億円	50 年間	5,800 万円	個別施設計画・長寿命化計画
公園	4.3 億円	10 年間	4,200 万円	個別施設計画・長寿命化計画
下水道	780 億円	100 年間	7.8 億円	個別施設計画・長寿命化計画
農業集落排水	50.7 億円	40 年間	1,300 万円	個別施設計画・長寿命化計画
病院	2.5 億円	10 年間	2,500 万円	個別施設計画・長寿命化計画
1年当たり 経費見込みの合計			39.1 億円	

図表 7-2：全ての公共施設の更新費用の見込みと財源の比較

	1年当たり	建物系	土木系	企業会計	合計
整備額	1年あたり整備額	14.8 億円	16.1 億円	8.2 億円	39.1 億円
投資的経費	(5カ年の平均) ※計画策定期	15.3 億円	5.7 億円	17.5 億円	38.5 億円
	過不足	0.5 億円	-10.4 億円	9.3 億円	-0.6 億円

第8章 終わりに

第1節 現状の整理

■ 合併に伴う余剰施設・重複施設が多くあります。

平成14年に5つの町が合併して誕生した本市では、合併前の公共施設をほぼそのまま活用してきました。このため、市役所の支所等では、建物に余剰空間が多く存在しています。また、体育館や集会施設など、機能が重複する施設も多く存在しています。

■ 災害対応に問題がある公共施設が存在しています。

平成25年度に見直された津波被害想定に基づくと、市役所本庁舎や津田支所（出張所）などの多くの公共施設が津波浸水区域内に該当し、震災時には建物の被災により、防災拠点として機能しなくなることが考えられます。また、液状化の危険性の高いエリアに立地する公共施設でも、震災後にはライフラインの機能停止や、建物と敷地に段差が生じるなどにより、利用が制限される状態が続くことが予想されます。

■ 老朽化に伴い建物の改修・更新需要が急増します。

本市の公共施設は、築30年以上の建物が全体の半分を占めており、機能向上や耐震補強を含めて大規模改修を本格的に実施する時期に差し掛かっています。また、築50年以上経過した建物は現在のところ約13%ですが、10年後には約25%、20年後には約51%となり、建替等が必要な建物が今後急速に増加していきます。

■ 利用状況

機能が重複する施設を中心に、利用が少ない施設が散見されます。

■ 運営状況

平成24年度の公共施設の維持管理や運営にかかった総コスト（減価償却費を含む）は、約53億円で市民一人当たり10万1千円を負担していることになります。

幼稚園、保育所、公営住宅など、利用者負担（施設の収入）があるものも含まれていますが、一方で、庁舎等の人員費や県が負担している学校施設の教職員の人員費などは含まれていません。

■ 市民ニーズの変化への対応

今後、高齢化の進行に伴い、特に75歳以上の後期高齢者が増加し、介護や支援のニーズが増えることが予想されます。また、生産年齢人口の減少や女性の社会進出の進展に伴い、子育て支援施設へのニーズも増加すると考えられます。学校施設の再編計画など少子化への対応についても、住民との対話を通じて合意形成を図りながら計画的に進めていく必要があります。また、バリアフリー化や環境負荷を軽減させる設備などの導入も十分でなく、引き続き対応を進めていく必要があります。

■ 将来更新コスト負担への対応

現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合（使用していない施設を除く）、今後40年間で大規模改修や建替に必要な費用は約911億円（年平均約22億8千万円）を超えるものと想定されます。一方で過去5年間に公共施設の更新や大規模改修に投じた歳出（投資的経費）は、道路や河川などのインフラへの投資を含めて年平均で約27億円となっています。道路や橋りょうなどインフラでも老朽化が進んでおり、投資的経費の全

てを公共施設へ割り当てるることは困難です。

今後、人口減少・少子高齢化が進むとともに、市の財政が大きく好転することが考えられない社会経済情勢下では、公共施設の再配置を進めるとともに、持続可能な公共施設の保有量へと縮減を進めていく必要があります。

第2節 今後の公共施設マネジメントの進め方

本市では、平成25年に策定したさぬき市公共施設マネジメント基本計画を皮切りに、施設全般の評価を行い、市民との情報及び認識の共有化を図りながら、見直しが必要な施設についての廃止、統廃合または用途変更等の方針や、引き続き活用する施設に対する改修、更新等の方針を整理してきました。これにより、本計画の策定に至ったと共に、令和2年度には本計画をもとに各施設の統廃合計画、用途変更計画、改修更新計画などを考慮した施設ごとの実施計画（さぬき市公共施設個別施設計画）を策定し、具体的な対策内容等について定めています。

本計画では、建物系公共施設についてさぬき市公共施設マネジメント基本方針に基づき施設ごとに方針を定め、今後10年で廃止や統合・更新を行わないなどにより、本市の保有する建物系公共施設の将来の更新費用（40年後までの額）を、約274億円削減することとしています。

1年当たりの削減額は約6.9億円です。年間6.9億円の更新費用を削減することで、本市の建物系公共施設に係る将来の更新費用の推計は1年当たり15.9億円となります。しかし直近5カ年の投資的経費の平均は15.3億円であるため、比較すると依然として1年当たり0.6億円の財源が不足する予測です。また、道路や橋りょう、上水道・下水道の管路網、市民病院を含めると将来の更新費用（40年後までの額）は約52.5億円となり、大幅な財源不足が予想されます。

本市では平成27年度より普通交付税の合併特例措置が段階的に削減されており、このまま何も対策を取らなかった場合、本市の財政は悪化することが予想されます。このような財政状況を踏まえると、公共施設の更新に充てられる予算を今後増額するのは困難であると考えられます。そのため今後も、財政負担を軽減し、また、財政の支出が偏らないよう計画的な財政運営を行い、公共施設等の適正化を図る必要があります。今後は本計画に基づき施設ごとに個別計画などを策定し、より具体的な方針を定めて、最適化を推進していく必要があります。

公共施設マネジメントを実現するためには、これまで以上に住民などの利用者の意見が反映されることが重要です。一例を挙げると、本計画を住民に公開しパブリックコメントを集めたり、施設利用者アンケートなどを実施したり、さらには廃止された公共施設等の利活用策についての意見を集めることなども挙げられます。

参考文献等

1. さぬき市公共施設マネジメント基本方針（平成 25 年 3 月）
2. さぬき市公共施設白書（平成 26 年 3 月）
3. さぬき市市勢要覧
4. さぬき市第 2 次総合計画（平成 27 年 3 月）
5. さぬき市行政改革大綱（平成 20 年 3 月）
6. さぬき市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）
7. 各年度国勢調査
8. さぬき市決算状況カード
9. さぬき市財政状況資料集
10. さぬき市耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月）
11. さぬき市学校再編計画（平成 25 年 3 月）
12. さぬき市橋梁長寿命化修繕計画（令和 4 年 3 月）
13. さぬき市市営住宅長寿命化計画（令和 3 年 3 月）
14. 各港海岸保全施設長寿命化計画
15. 各漁港機能保全計画及び漁港海岸長寿命化計画
16. 公園施設長寿命化修繕計画（令和 3 年 3 月）
17. さぬき市公共下水道事業ストックマネジメント計画（令和 2 年 10 月）
18. さぬき市道路台帳（市道、農道、林道）
19. さぬき市橋りょう台帳
20. さぬき市民病院個別施設計画（長寿命化計画）
21. 建築リニューアル支援協会建築・設備の日常点検項目
22. JFME13 マニュアル（試行版）
23. 総解説ファシリティマネジメント
24. 総解説ファシリティマネジメント追補版
25. 総務省公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2